

佐本規制発第224号
平成30年11月19日

各 所 属 長 殿

保 存	30年(平成61年3月31日まで)
有 効	平成61年3月31日まで
企画係	
交 通 部 長	

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する
法律の施行について（通達）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（いわゆるバリアフリー法、以下「法」という。）が平成30年5月25日に公布され、本年11月1日に施行された。これと同時に、法に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の一部を改正する告示（平成30年国家公安委員会告示・総務省告示・国土交通省告示第1号）が公布され、同日施行された。

改正されたバリアフリー法及び基本方針の概要は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 改正の趣旨

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会の実現の必要性、高齢者、障害者等がより一層社会参画し、活躍できる一億総活躍社会の実現の必要性に鑑み、市町によるバリアフリーに関する基本構想の策定の推進に向けた移動等円滑化促進方針制度の新設等を行ったものである。

2 改正の主な内容

(1) 基本理念（法第1条の2）

バリアフリー法に基づく措置は、

- 高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるようなもの（事物、制度、慣行、観念等）の除去
- 全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現

に資することを旨として行わなければならないとする基本理念が追加された。

(2) 移動等円滑化推進地区（法第2条第20号の2）

以下のいずれの要件にも該当する地区について、新たに市町が設定できることとされた。

- 生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設等をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区

○ 生活関連施設及び生活関連施設間の経路（以下「生活関連経路」という。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について、移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区

○ 移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区

(3) 移動等円滑化促進方針（法第24条の2）

市町は、国の定める基本方針に基づき、単独で又は共同して、移動等円滑化推進地区について、移動等円滑化促進方針を作成する努力義務が追加された。

ア 市町は、移動等円滑化促進方針を作成しようとするときは、住民、利害関係者、公安委員会等の意見を反映するために必要な措置を講ずる。

イ 市町は、移動等円滑化促進方針を作成したときは、これを公表するとともに、公安委員会等に送付しなければならない。

(4) 移動等円滑化促進協議会（法第24条の4）

移動等円滑化促進方針を作成しようとする市町は、移動等円滑化促進方針の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うための協議会を組織することができ、市町、公安委員会及びその他関係機関をもって構成する。

(5) 移動等円滑化基本構想（法第25条）

市町は、法第2条第21号に規定する重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができることとされていたが、今回改正により、基本構想の作成が努力義務化された。

3 警察署における留意事項

(1) 協議会への参画

市町が、移動等円滑化促進方針又は基本構想に基づく協議会を組織する場合は、公安委員会がその構成員となることから、市町を管轄する警察署がその窓口となることから、交通規制課と協議を行うこと。

(2) 移動等円滑化促進方針及び基本構想に関する対応

市町から公安委員会に対し、移動等円滑化促進方針の作成に係る意見の聴取が行われた場合、基本構想の案が提出された場合又は協議会が組織され、移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成に係る協議がなされた場合は、公安委員会は交通の安全及び円滑の確保のために必要な意見を述べる必要があることから、当該市町を管轄する警察署長は、必要な意見を付して公安委員会へ報告すること。

(3) 市町の取組への対応

市町から、移動等円滑化促進方策又は基本構想に基づく移動等円滑化に関する事項についての情報提供の求め又は基本構想に基づく事業の実施状況についての評価等に関する問合せがあった際は、必要な情報を市町に提供するなど、適切に対応すること。

原議保存期間	30年(平成61年3月31日まで)
有効期間	一種(平成61年3月31日まで)

警察庁丙規発第29号、丙交指発第17号

丙交企発第111号

平成30年11月1日

警察庁交通局長

各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律等の施行について(通達)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成30年法律第32号。以下「改正法」という。別添1参照)は、平成30年5月25日に公布され、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(平成30年政令第297号)により、本日施行された。また、移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する告示(平成30年国家公安委員会告示・総務省告示・国土交通省告示第1号。以下「改正告示」という。別添2参照)が公布され、改正法の施行と併せて施行された。

改正法及び改正告示の内容等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、「新法」とは改正法による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)を、「新方針」とは改正告示による改正後の移動等円滑化の促進に関する基本方針(平成23年国家公安委員会告示・総務省告示・国土交通省告示第1号)をいうものとする。

記

第1 改正の趣旨

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会の実現の必要性、高齢者、障害者等がより一層社会参画し、活躍できる一億総活躍社会の実現の必要性に鑑み、市町村によるバリアフリーに関する基本構想の策定の推進に向けた移動等円滑化促進方針制度の新設等を行ったものである(別添3参照)。

第2 改正の主な内容

1 基本理念(新法第1条の2)

この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならないこととされた。

2 移動等円滑化促進地区(新法第2条第20号の2)

生活関連施設(高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅

客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。)の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であり、生活関連施設及び生活関連施設相互間の経路(以下「生活関連経路」という。)を構成する道路、駅前広場等の一般交通用施設について移動等円滑化の促進が特に必要と認められ、移動等円滑化の促進が総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区を、移動等円滑化促進地区として市町村が設定できることとされた。

3 移動等円滑化の促進に関する基本方針に定める事項(新法第3条第2項)

移動等円滑化の促進に関する基本方針に新法第24条の2第1項の移動等円滑化の促進に関する方針(以下「移動等円滑化促進方針」という。)の指針となるべき事項を定めることとされた。

4 移動等円滑化促進方針(新法第24条の2から第24条の8まで)

市町村は、新方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の移動等円滑化促進地区について、移動等円滑化促進方針を作成するよう努めることとされた。

移動等円滑化促進方針には、移動等円滑化促進地区の位置及び区域、生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項等が定められることとされた(新法第24条の2第1項から第3項まで)。

(1) 移動等円滑化促進方針の作成

ア 作成時の意見聴取

市町村は、移動等円滑化促進方針を作成しようとするときは、あらかじめ、住民等の利害関係者、関係する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされた(新法第24条の2第6項)。これを踏まえ、新方針三1(2)⑤及び⑦において、市町村は、移動等円滑化促進方針の作成及び見直しに当たって、住民等の利害関係者、関係する公安委員会等の参画により、これらの関係者の意見が移動等円滑化促進方針に十分に反映されるよう努めることとされた。

イ 作成後の送付義務

市町村は、移動等円滑化促進方針を作成したときは、遅滞なくこれを公表するとともに、主務大臣(国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣。以下同じ。)、関係する公安委員会等に送付しなければならないこととされた(新法第24条の2第7項)。

ウ 主務大臣の助言

主務大臣は、移動等円滑化促進方針の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができることとされた(新法第24条の2第8項)。

(2) 移動等円滑化促進方針の評価等

市町村は、移動等円滑化促進方針を作成した場合においては、おおむね5年ごとに、当該移動等円滑化促進方針において定められた移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に関する措置の実施の状況についての調査、分析及び評価(以下「評価等」という。)を行うよう努めるとともに、必要があると認め

るときは、移動等円滑化促進方針を変更するものとされた（新法第24条の3）。

(3) 移動等円滑化促進協議会

ア 移動等円滑化促進協議会の組織

移動等円滑化促進方針を作成しようとする市町村は、移動等円滑化促進方針の作成及び実施（実施の状況についての評価等を含む。）に係る連絡調整を行うための協議会（以下「移動等円滑化促進協議会」という。）を組織することができることとされた（新法第24条の4第1項）。

イ 移動等円滑化促進協議会の構成員

移動等円滑化促進協議会は、市町村、関係する公安委員会、高齢者、障害者その他の市町村が必要と認める者等をもって構成することとされ、市町村がこれらの者に協議を行う旨を通知した場合は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならないこととされた（新法第24条の4第2項から第4項まで）。

ウ 協議事項が調った事項の尊重義務

移動等円滑化促進協議会において協議が調った事項については、移動等円滑化促進協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならないこととされた（新法第24条の4第5項）。

(4) 作成等の提案

生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の管理者及びこれらの利用に関し利害関係を有する者は、市町村に対して、移動等円滑化促進方針の作成又は変更を提案できることとされた（新法第24条の5第1項）。

(5) 行為の届出等

移動等円滑化促進地区の区域において、移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのある旅客施設の建設、道路の新設等を行おうとする公共交通事業者等又は道路管理者は、市町村に行為の種類、施行方法等を届け出なければならないこととされ、届出を受けた市町村は必要な措置の実施の要請等を行うことができることとされた（新法第24条の6）。

(6) 市町村による情報収集等

移動等円滑化促進方針には、市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供（以下「情報収集等」という。）に関する事項を定めることができることとされ、移動等円滑化促進方針において市町村が行う移動等円滑化に関する情報収集等に関する事項が定められたときは、市町村は、当該移動等円滑化促進方針に基づき情報収集等を行うものとされた（新法第24条の2第4項及び第24条の7）。

5 移動等円滑化基本構想（新法第25条、第25条の2及び第40条の2）

(1) 作成の努力義務化

従来、市町村は、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができることとされていたが、改正法により、基本構想の作成に努めるものとされた（新法第25条第1項）。

(2) 市町村による情報の収集、整理及び提供等

基本構想には、市町村が行う重点整備地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報収集等に関する事項を定めることができることとされた（新法第25条第10項において準用する新法第24条の2第4項）。

(3) 基本構想の評価等

市町村は、基本構想を作成した場合においては、おおむね5年ごとに、当該基本構想において定められた重点整備地区における特定事業その他の事業についての評価等を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、基本構想を変更するものとされた（新法第25条の2）。

(4) 市町村による情報収集等

基本構想に市町村が行う移動等円滑化に関する情報収集等に関する事項が定められたときは、市町村は当該基本構想に基づき情報収集等を行うものとされた（新法第40条の2）。

6 国の責務（新法第4条第1項及び第52条の2）

国の責務に、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者で構成する会議における定期的な評価その他のこれらの者の意見を反映させるために必要な措置に係る規定が追加され、国は、移動等円滑化を促進するため、上記会議を設け、定期的に移動等円滑化の進展の状況を把握し、及び評価するよう努めるものとされた。

7 その他の改正内容

(1) 公共交通事業者等の範囲の拡大

「公共交通事業者等」の対象として、道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般貸切旅客自動車運送事業者及び海上運送法（昭和24年法律第187号）による旅客不定期航路事業者が加えられた（新法第2条第4号ハ及びホ）。

(2) 公共交通事業者等による計画の作成等

公共交通事業者等は、毎年度、国土交通大臣が定める公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項において定められた目標に関し、その達成のための計画を作成し、これを国土交通大臣に提出するとともに、計画の内容、実施の状況等を公表しなければならないこととされた（新法第9条の2から第9条の6まで）。

第3 改正法の施行期日

記第2の1から6までにに関する改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされ、本日施行された。

なお、記第2の7に関する改正規定は、平成31年4月1日から施行される。

第4 留意事項

1 移動等円滑化促進方針に関する対応

(1) 交通の安全及び円滑の確保についての配慮

市町村から公安委員会に対し、移動等円滑化促進方針の作成に係る意見の聴取が行われた場合又は移動等円滑化促進協議会が組織され、移動等円滑化促進方針の作成に係る協議が行われた場合には、移動等円滑化促進地区内の交通の

安全及び円滑が確保される内容となるよう、交通の安全及び円滑の確保に関し知見を有する公安委員会として、必要な意見を述べること。

(2) 移動等円滑化に必要な情報の提供

新方針三4(1)③において、公安委員会は、高齢者、障害者等に対して、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化のために必要な情報を適切に提供するように努めることが重要である旨定められていることから、移動等円滑化促進地区における生活関連経路の位置及び当該経路上におけるバリアフリー化の内容のほか、バリアフリー化された信号機等の機能や利用方法について、高齢者、障害者等に対して適切に情報提供を行うよう努めること。

2 市町村の取組への対応

市町村から、移動等円滑化促進方針又は基本構想に基づく移動等円滑化に関する事項についての情報提供の求め又は基本構想に基づく事業の実施状況についての評価等に関する問合せがあった際は、必要な情報を市町村に提供するなど、適切に対応すること。

3 その他

改正法の成立に際し、平成30年4月18日の衆議院国土交通委員会及び同年5月17日の参議院国土交通委員会において、それぞれ附帯決議（別添4及び5参照）が付されていることから、これらの決議の趣旨を十分に尊重して、特に次の事項に留意すること。

(1) 音響式信号機の更なる設置の促進

視覚障害者が安全に道路を移動することができるよう、音響式信号機の更なる設置の促進を図ること。

(2) 緊急自動車の走行時における聴覚障害者の歩行の安全の確保

緊急自動車の運転に従事する職員に対する教養や、警察外部の者に対するホームページを通じた情報提供により、聴覚障害者は緊急自動車のサイレンの音が聞こえない又は聞こえにくいため当該緊急自動車の認知が遅れる可能性があることから、緊急自動車の走行時においては聴覚障害者の歩行の安全の確保に努めるべきことを周知徹底すること。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十年五月二十五日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

法律第三十二号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二条」を「「第二条」に、第三章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置（第八条―第二十四条）を」第三章の二 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進（第八条―第二十四条）の二―第二十四条の八」に、「第四十条」を「第四十条の二」に、「第六

十四条」を「第六十五条」に改める。

第一条の次に次の一条を加える。

（基本理念）

第一条の二 この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によつて分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。

第二条第七号中「車いす」を「車椅子」に改め、同条第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 移動等円滑化促進地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。

イ 生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、公共施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。

ロ 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。

ハ 当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

第二条第二十一号イを次のように改める。

イ 前号イに掲げる要件

第二条第二十一号ロ中「生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。」及び「(道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。)」を削り、同条第二十五号中「車いす」を「車椅子」に改める。

第三条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二十四条の二第二項の移動等円滑化促進方針の指針となるべき次に掲げる事項

イ 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進の意義に関する事項

ロ 移動等円滑化促進地区の位置及び区域に関する基本的な事項

ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する基本的な事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項

第四条第一項中「勘案しつつ」の下に「関係行政機関及びこれらの者で構成する会議における定期的な評価その他」を加え、同条第二項中「その」を「高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援その他の移動等円滑化の」に改める。

第七条中「ともに、」の下に「これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援その他の」を加え「協力する」を「必要な協力をする」に改める。

第十条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 道路管理者は、その管理する新設特定道路について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定道路を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するように努めなければならない。

第十一条に次の一項を加える。

5 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定路外駐車場を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するように努めなければならない。

第十三条に次の一項を加える。

6 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定公園施設を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するように努めなければならない。

第十四条第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。

6 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新築特別特定建築物を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するように努めなければならない。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する措置

(移動等円滑化促進方針)

第二十四条の二 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の移動等円滑化促進地区について、移動等円滑化の促進に関する方針（以下「移動等円滑化促進方針」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 移動等円滑化促進方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 移動等円滑化促進地区の位置及び区域

二 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項

3 前項各号に掲げるもののほか、移動等円滑化促進方針には、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針について定めるよう努めるものとする。

4 移動等円滑化促進方針には、市町村が行う移動等円滑化促進地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができる。

5 移動等円滑化促進方針は、都市計画、都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第五条第一項に規定する地域公共交通網形成計画との調和が保たれたものでなければならない。

6 市町村は、移動等円滑化促進方針を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者、関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 市町村は、移動等円滑化促進方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する施設設置管理者及び公安委員会に送付しなければならない。

8 主務大臣は、前項の規定により移動等円滑化促進方針の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

9 都道府県は、市町村に対し、その求めに応じ、移動等円滑化促進方針の作成及びその円滑かつ確実な実施に関し、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

10 第六項から前項までの規定は、移動等円滑化促進方針の変更について準用する。

(移動等円滑化促進方針の評価等)

第二十四条の三 市町村は、移動等円滑化促進方針を作成した場合においては、おおむね五年ごとに、当該移動等円滑化促進方針において定められた移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に関する措置の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、移動等円滑化促進方針を変更するものとする。

(協議会)

第二十四条の四 移動等円滑化促進方針を作成しようとする市町村は、移動等円滑化促進方針の作成に関する協議及び移動等円滑化促進方針の実施（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 移動等円滑化促進方針を作成しようとする市町村

二 関係する施設設置管理者、公安委員会その他移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関し密接な関係を有する者

三 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者

3 第一項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（移動等円滑化促進方針の作成等の提案）**第二十四条の五** 次に掲げる者は、市町村に対して、移動等円滑化促進方針の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る移動等円滑化促進方針の素案を作成して、これを提示しなければならない。

- 一 施設設置管理者その他の生活関連施設又は生活関連路を構成する一般交通利用施設の管理者
- 二 高齢者、障害者等その他の生活関連施設又は生活関連路を構成する一般交通利用施設の利用に關し利害關係を有する者

2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき移動等円滑化促進方針の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、移動等円滑化促進方針の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

（行為の届出等）**第二十四条の六** 移動等円滑化促進方針において定められた移動等円滑化促進地区の区域において、旅客施設の建設、道路の新設その他の行為であつて当該区域における移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのあるものとして政令で定めるものをしようとする公共交通事業者等又は道路管理者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他主務省令で定める事項を市町村に届け出なければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を市町村に届け出なければならない。

3 市町村は、前二項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進を図る上で支障があると認めるときは、その届出をした者に對し、その届出に係る行為に關し旅客施設又は道路の構造の変更その他の必要な措置の実施を要請することができる。

4 市町村は、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣に通知することができる。

5 主務大臣は、前項の規定による通知があつた場合において、第三項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなく同項の措置を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に對し、当該措置を実施すべきことを勧告することができる。

（市町村による情報の収集、整理及び提供）**第二十四条の七** 第二十四条の二第四項の規定により移動等円滑化促進方針において市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項が定められたときは、市町村は、当該移動等円滑化促進方針に基づき移動等円滑化に関する事項についての情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（施設設置管理者による市町村に対する情報の提供）
第二十四条の八 公共交通事業者等及び道路管理者は、前条の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあつたときは、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等が旅客施設及び特定道路を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供しなければならない。

2 路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は、前条の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあつたときは、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等が特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供するよう努めなければならない。

第二十五条第一項中「基本方針」の下に「（移動等円滑化促進方針が作成されているときは、基本方針及び移動等円滑化促進方針。以下同じ。）」を加え、「ことができる」を「よう努めるものとする」に改め、同条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「次条第一項」を「第二

十六條第一項」に改め、「都道府県公安委員会（以下「二」及び「三」という。）を削り、同項を同条第七項とし、同条第九項中「次条第一項」を「第二十六條第一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。
10 第二十四条の二第四項、第五項及び第七項から第九項までの規定は、基本構想の作成について準用する。この場合において、同条第四項中「移動等円滑化促進地区」とあるのは、「重点整備地区」と読み替へるものとする。

第二十五条第十一項及び第十二項を削り、同条第十三項中「第七項から前項まで」を「第二十四条の二第七項から第九項まで及びこの条第六項から第九項まで」に改め、同項を同条第十一項とし、同条の次に次の一項を加える。

（基本構想の評価等）

第二十五条の二 市町村は、基本構想を作成した場合においては、おおむね五年ごとに、当該基本構想において定められた重点整備地区における特定事業その他の事業の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、基本構想を変更するものとする。

第二十六条第一項中「実施」の下に「（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）」を加える。

第四章中第四十条の次に次の一項を加える。

（市町村による情報の収集、整理及び提供等）

第四十条の二 第二十五条第十項において読み替へて準用する第二十四条の二第四項の規定により基本構想において市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項が定められたときは、市町村は、当該基本構想に基づき移動等円滑化に関する事項についての情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 第二十四条の八の規定は、前項の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあつた場合について準用する。

第四十一条第一項中「重点整備地区」を「移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区」に改め、「この章において」を削る。

第五十条第一項中「重点整備地区」を「移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区」に改める。

第五十二条の次に次の一項を加える。

（移動等円滑化の進展の状況に関する評価）

第五十二条の二 国は、移動等円滑化を促進するため、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者で構成する会議を設け、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握し、及び評価するよう努めなければならない。

第五十四条第二項中「第二十四条」の下に「第二十四条の六第四項及び第五項」を加え、「第二十五条第十一項及び第十二項」を「第二十四条の二第七項及び第八項」に、「同条第十三項」を「同条第十項並びに第二十五条第十項及び第十一項」に改める。

第六十二条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

第二十四条の二第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をして、同条第二項本文又は第二項に規定する行為をした者

本則に次の一項を加える。

第六十五条 第二十四条の八第一項（第四十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第二条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 移動等円滑化経路協定（第四十一条―第五十一条）」を「第五章 移動等円滑化経路協定（第四十一条―第五十一条）」に、「第六十五条」を「第六十六条」に改める。

第二条第四号ハ中「」の下に、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を加え、同号ホ中「営む者」の下に「及び旅客不定期航路事業者」を加え、同条第五号ニ中「一般旅客定期航路事業」の下に「又は旅客不定期航路事業」を加え、同条第七号中「もの」の下に「一般貸切旅客自動車運送事業者又は」を加え、その事業の用に供する自動車であつては高齢者」を「これらの事業の用に供する自動車にあつては高齢者」に改め、同条第二十三号ハ中「又は一般乗合旅客自動車運送事業者を」、「一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者」に改める。

第八条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

第九条の次に次の六条を加える。

(公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項)

第九条の二 主務大臣は、旅客施設及び車両等の移動等円滑化を促進するため、次に掲げる事項並びに移動等円滑化のために公共交通事業者等が講ずべき措置によつて達成すべき目標及び当該目標を達成するために当該事項と併せて講ずべき措置に関し、公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

一 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

二 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

三 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

四 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、移動等円滑化の進展の状況、旅客施設及び車両等の移動等円滑化に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(指導及び助言)

第九条の三 主務大臣は、旅客施設及び車両等の移動等円滑化を促進するため必要があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、同項各号に掲げる事項の実施について必要な指導及び助言をすることができ、

(計画の作成)

第九条の四 公共交通事業者等（旅客が相当数であることその他の主務省令で定める要件に該当する者に限る。次条から第九条の七までにおいて同じ。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、第九条の二第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた同項の目標に関し、その達成のための計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(定期の報告)

第九条の五 公共交通事業者等は、毎年度、主務省令で定めるところにより、前条の計画に基づく措置の実施の状況その他主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

(公表)

第九条の六 公共交通事業者等は、毎年度、主務省令で定めるところにより、第九条の四の計画の内容、当該計画に基づく措置の実施の状況その他主務省令で定める移動等円滑化に関する情報を公表しなければならない。

(勧告等)

第九条の七 主務大臣は、公共交通事業者等の事業の用に供する旅客施設及び車両等の移動等円滑化の状況が第九条の二第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該公共交通事業者等に対し、当該旅客施設及び車両等の移動等円滑化に関する技術水準その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、当該旅客施設及び車両等に係る移動等円滑化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができ、

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた公共交通事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第二十二條の次に次の一條を加える。

(協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等)

第二十二條の二 建築主等は、次の各号のいずれかに該当する建築物特定施設（以下この条において「協定建築物特定施設」という。）と一体的に利用に供しなければならない公共交通移動等円滑化基準に適合させることが構造上その他の理由により著しく困難であると主務省令で定めるところにより主務大臣が認める旅客施設（次の各号の公共交通事業者等の事業の用に供するものに限る。次項において「移動等円滑化困難旅客施設」という。）の敷地に隣接し、又は近接する土地において協定建築物特定施設を有する建築物（以下「協定建築物」という。）の建築等をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、協定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

一 建築主等が公共交通事業者等と締結する第四十一条第一項に規定する移動等円滑化経路協定の目的となる経路を構成する建築物特定施設

二 建築主等が公共交通事業者等と締結する第五十一条の二第一項に規定する移動等円滑化施設協定の目的となる建築物特定施設

2 前項の申請に係る協定建築物特定施設（協定建築物特定施設と移動等円滑化困難旅客施設との間に同項第一号の経路がある場合にあつては、協定建築物特定施設及び当該経路を構成する一般交通用施設（以下この項において「特定経路施設」という。）は、協定建築物特定施設等維持保全基準（移動等円滑化困難旅客施設の公共交通移動等円滑化基準への継続的な適合の確保のために必要な協定建築物特定施設及び特定経路施設の維持保全に関する主務省令で定める基準をいう。）に適合するものとして、主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたものでなければならない。

3 第一項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 協定建築物の位置

二 協定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積

三 計画に係る協定建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項

四 協定建築物の建築等の事業に関する資金計画

五 その他主務省令で定める事項

4 所管行政庁は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る協定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。

一 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、第十七条第三項第一号に規定する主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。

二 前項第四号に掲げる資金計画が、協定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

5 第十八条、第十九条、第二十一条及び前条の規定は、前項の認定を受けた者（第五十三条第五項において「認定協定建築主等」という。）に係る当該認定を受けた計画について準用する。この場合において、第十八条第二項中「前条」とあるのは「第二十二條の二第一項から第四項まで」と、第十九条中「特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設」とあるのは「第二十二條の二第一項に規定する協定建築物（第二十一条において「認定協定建築物」という。）の同項に規定する協定建築物特定施設」と、第二十一条中「認定特定建築物」とあるのは「認定協定建築物」と読み替えるものとする。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 移動等円滑化施設協定

第五十一条の二 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地の土地所有者等は、その全員の合意により、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる案内所その他の当該土地の区域における移動等円滑化に資する施設（移動等円滑化経路協定の目的となる経路を構成するものを除き、高齢者、障害者等の利用に供しない施設であつて移動等円滑化のための事業の実施に伴い移転が必要となるものを含む。次項において同じ。）の整備又は管理に関する協定（以下この条において「移動等円滑化施設協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となつて土地がある場合（当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。）においては、当該借地権等の目的となつて土地の所有者の合意を要しない。

2 移動等円滑化施設協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 移動等円滑化施設協定の目的となる土地の区域及び施設の位置

二 次に掲げる移動等円滑化に資する施設の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの

イ 前号の施設の移動等円滑化に関する基準

ロ 前号の施設の整備又は管理に関する事項

三 移動等円滑化施設協定の有効期間

四 移動等円滑化施設協定に違反した場合の措置

3 前章（第四十一条第一項及び第二項を除く。）の規定は、移動等円滑化施設協定について準用する。この場合において、第四十三条第二項第三号中「第四十一条第二項各号」とあるのは「第五十一条の二第二項各号」と、同条第二項中「移動等円滑化経路協定区域」とあるのは「第五十一条の二第二項第一号の区域（以下この章において「移動等円滑化施設協定区域」という。）」と、「移動等円滑化経路協定区域内」とあるのは「移動等円滑化施設協定区域内」と、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条、第四十七条第一項及び第三項、第四十八条第一項並びに第五十条第一項及び第四項中「移動等円滑化経路協定区域」とあるのは「移動等円滑化施設協定区域」と、第四十六条及び第四十九条中「第四十一条第一項」とあるのは「第五十一条の二第一項」と読み替えるものとする。

第五十三条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 所管行政庁は、認定協定建築主等に対し、第二十二条の二第四項の認定を受けた計画（同条第五項において準用する第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に係る協定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。

第五十四条第二項中「第九条」の下に、「第九条の二第一項、第九条の三から第九条の五まで、第九条の七、第二十二条の二第一項及び第二項（これらの規定を同条第五項において読み替えて準用する第十八条第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第六十一条を次のように改める。

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第九条の四の規定による提出をしなかつた者

二 第九条の五の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六十三条第二号中「第五十三条第四項」の下に「又は第五項」を加える。

第六十五条を第六十六条とし、第六十四条の次に次の一条を加える。

第六十五条 第九条の六の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者は、五十万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条及び次条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 第二条の規定の施行の際現に工事中の海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）による輸送施設（船舶を除き、同法による旅客不定期航路事業の用に供するものに限る。）の新たな建設又は同条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八十一条の主務省令で定める大規模な改良については、同項の規定は、適用しない。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正）

第五条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。
第五條第五項中「計画及び」を「計画、」に、「第二十五條」を「第二十四條の二の移動等円滑化の促進に関する方針及び同法第二十五條」に改める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎
総務大臣 野田 聖子
厚生労働大臣 加藤 勝信
国土交通大臣 石井 啓一

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条―第二条） 第二章 （略） 第三章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置（第八条―第二十四条） 第三章の二 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する措置（第二十四条の二―第二十四条の八） 第四章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施（第二十五条―第四十条の二） 第五章・第六章 （略） 第七章 罰則（第五十九条―第六十五条） 附則 （基本理念） 第一条の二 この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によつて分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。 （定義） 第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 六 （略） 七 車両等 公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用	目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 （略） 第三章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置（第八条―第二十四条） （新設） 第四章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施（第二十五条―第四十条） 第五章・第六章 （略） 第七章 罰則（第五十九条―第六十四条） 附則 （新設） （定義） 第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 六 （略） 七 車両等 公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用

に供する車両、自動車（一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあつては道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するもの、一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあつては高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なものその他主務省令で定めるものに限る。）、船舶及び航空機をいう。

八〇二十（略）

二十の二 移動等円滑化促進地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。

イ 生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。

ロ 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。

ハ 当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

二十一 重点整備地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。

イ 前号イに掲げる要件

ロ 生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であ

に供する車両、自動車（一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあつては道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するもの、一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあつては高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なものその他主務省令で定めるものに限る。）、船舶及び航空機をいう。

八〇二十（略）

（新設）

二十一 重点整備地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。

イ 生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。

ロ 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場

ると認められる地区であること。

ハ (略)

二十二～二十四 (略)

二十五 路外駐車場特定事業 特定路外駐車場において実施する車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業をいう。

二十六～二十八 (略)

(基本方針)

第三条 (略)

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 (略)

三 第二十四条の二第一項の移動等円滑化促進方針の指針となるべき次に掲げる事項

イ 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進の意義に関する事項

ロ 移動等円滑化促進地区の位置及び区域に関する基本的な事項

ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する基本的な事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項

四・五 (略)

3・4 (略)

(国の責務)

第四条 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容

、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）
について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。

ハ (略)

二十二～二十四 (略)

二十五 路外駐車場特定事業 特定路外駐車場において実施する車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業をいう。

二十六～二十八 (略)

(基本方針)

第三条 (略)

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 (略)

(新設)

三 (略)

四 (略)

五 (略)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 (略)

十 (略)

十一 (略)

3・4 (略)

(国の責務)

第四条 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容

について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、関係行政機関及びこれらの者が構成する会議における定期的な評価その他これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援その他の移動等円滑化の実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(国民の責務)

第七条 国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な協力をするよう努めなければならない。

(道路管理者の基準適合義務等)

第十条 (略)

2 4 (略)

5 道路管理者は、その管理する新設特定道路について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定道路を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

6 (略)

(路外駐車場管理者等の基準適合義務等)

第十一条 (略)

2 4 (略)

5 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定路外駐車場を

について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(国民の責務)

第七条 国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために協力するよう努めなければならない。

(道路管理者の基準適合義務等)

第十条 (略)

2 4 (略)

(新設)

5 (略)

(路外駐車場管理者等の基準適合義務等)

第十一条 (略)

2 4 (略)

(新設)

円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するように努めなければならない。

(公園管理者等の基準適合義務等)

第十三条 (略)

2 5 (略)

6 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定公園施設を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するように努めなければならない。

(特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等)

第十四条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該特別特定建築物(以下この条において「新築特別特定建築物」という。)を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準(以下「建築物移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

2 5 (略)

6 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新築特別特定建築物を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するように努めなければならない。

第二十四条 (略)

第三章の二 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する措置

(公園管理者等の基準適合義務等)

第十三条 (略)

2 5 (略)

(新設)

(特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等)

第十四条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該特別特定建築物(次項において「新築特別特定建築物」という。)を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準(以下「建築物移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

2 5 (略)

(新設)

第二十四条 (略)

(新設)

(移動等円滑化促進方針)

第二十四条の二 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の移動等円滑化促進地区について、移動等円滑化の促進に関する方針（以下「移動等円滑化促進方針」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 移動等円滑化促進方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 移動等円滑化促進地区の位置及び区域

二 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項

3 前項各号に掲げるもののほか、移動等円滑化促進方針には、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針について定めるものとする。

4 移動等円滑化促進方針には、市町村が行う移動等円滑化促進地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができる。

5 移動等円滑化促進方針は、都市計画、都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第五条第一項に規定する地域公共交通網形成計画との調和が保たれたものでなければならぬ。

6 市町村は、移動等円滑化促進方針を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者、関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 市町村は、移動等円滑化促進方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する施設設置

(新設)

管理者及び公安委員会に送付しなければならない。

8 主務大臣は、前項の規定により移動等円滑化促進方針の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

9 都道府県は、市町村に対し、その求めに応じ、移動等円滑化促進方針の作成及びその円滑かつ確実な実施に関し、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

10 第六項から前項までの規定は、移動等円滑化促進方針の変更について準用する。

（移動等円滑化促進方針の評価等）

第二十四条の三 市町村は、移動等円滑化促進方針を作成した場合においては、おおむね五年ごとに、当該移動等円滑化促進方針において定められた移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に関する措置の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、移動等円滑化促進方針を変更するものとする。

（新設）

（協議会）

第二十四条の四 移動等円滑化促進方針を作成しようとする市町村は、移動等円滑化促進方針の作成に関する協議及び移動等円滑化促進方針の実施（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

（新設）

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 移動等円滑化促進方針を作成しようとする市町村
- 二 関係する施設設置管理者、公安委員会その他移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関し密接な関係を有する者
- 三 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者

3 第一項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（移動等円滑化促進方針の作成等の提案）

第二十四条の五 次に掲げる者は、市町村に対して、移動等円滑化促進方針の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る移動等円滑化促進方針の素案を作成して、これを提示しなければならない。

一 施設設置管理者その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の管理者

二 高齢者、障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者

2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき移動等円滑化促進方針の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、移動等円滑化促進方針の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

（行為の届出等）

第二十四条の六 移動等円滑化促進方針において定められた移動等円滑化促進地区の区域において、旅客施設の建設、道路の新設その他の行為であつて当該区域における移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのあるものとして政令で定めるものをしようとする公共交通事業者等又は道路管理者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、主務

（新設）

（新設）

省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他主務省令で定める事項を市町村に届け出なければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を市町村に届け出なければならない。

3 市町村は、前二項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進を図る上で支障があると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し旅客施設又は道路の構造の変更その他の必要な措置の実施を要請することができる。

4 市町村は、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣に通知することができる。

5 主務大臣は、前項の規定による通知があつた場合において、第三項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなくて同項の措置を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、当該措置を実施すべきことを勧告することができる。

(市町村による情報の収集、整理及び提供)

第二十四条の七 第二十四条の二第四項の規定により移動等円滑化促進方針において市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項が定められたときは、市町村は、当該移動等円滑化促進方針に基づき移動等円滑化に関する事項についての情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(施設設置管理者による市町村に対する情報の提供)

第二十四条の八 公共交通事業者等及び道路管理者は、前条の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあつたときは、主

(新設)

(新設)

務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等が旅客施設及び特定道路を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供しなければならない。

- 2| 路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は、前条の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあつたときは、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等が特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供するように努めなければならない。

(移動等円滑化基本構想)

第二十五条 市町村は、基本方針（移動等円滑化促進方針が作成されているときは、基本方針及び移動等円滑化促進方針。以下同じ。）に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成するよう努めるものとする。

- 2| 5 (略)

(削る)

- 6| (略)

7| 市町村は、基本構想を作成しようとする場合において、第二十六条第一項の協議会が組織されていないときは、これに定めようとする特定事業に関する事項について、関係する施設設置管理者及び公安委員会と協議をしなければならない。

8| 市町村は、第二十六条第一項の協議会が組織されていない場合には、基本構想を作成するに当たり、あらかじめ、関係する施設設置管理者及び公安委員会に対し、特定事業に関する事項について基本構想の案を作成し、当該市町村に提出するよう求めることができる。

- 9| (略)

(移動等円滑化基本構想)

第二十五条 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができる。

- 2| 5 (略)

6| 基本構想は、都市計画及び都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

- 7| (略)

8| 市町村は、基本構想を作成しようとする場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは、これに定めようとする特定事業に関する事項について、関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）と協議をしなければならない。

9| 市町村は、次条第一項の協議会が組織されていない場合には、基本構想を作成するに当たり、あらかじめ、関係する施設設置管理者及び公安委員会に対し、特定事業に関する事項について基本構想の案を作成し、当該市町村に提出するよう求めることができる。

- 10| (略)

10] 第二十四条の二第四項、第五項及び第七項から第九項までの規定は、基本構想の作成について準用する。この場合において、同条第四項中「移動等円滑化促進地区」とあるのは、「重点整備地区」と読み替えるものとする。

(削る)

(削る)

11] 第二十四条の二第七項から第九項まで及びこの条第六項から第九項までの規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本構想の評価等)

第二十五条の二 市町村は、基本構想を作成した場合においては、おおむね五年ごとに、当該基本構想において定められた重点整備地区における特定事業その他の事業の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、基本構想を変更するものとする。

(協議会)

第二十六条 基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に關する協議及び基本構想の実施（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2ゝ6 (略)

第四十条 (略)

(市町村による情報の収集、整理及び提供等)

第四十条の二 第二十五条第十項において読み替えて準用する第二十四

(新設)

11] 市町村は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに關係する施設設置管理者及び公安委員会に、基本構想を送付しなければならない。

12] 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により基本構想の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

13] 第七項から前項までの規定は、基本構想の変更について準用する。

(新設)

(協議会)

第二十六条 基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に關する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2ゝ6 (略)

第四十条 (略)

(新設)

条の二第四項の規定により基本構想において市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項が定められたときは、市町村は、当該基本構想に基づき移動等円滑化に関する事項についての情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 | 第二十四条の八の規定は、前項の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあつた場合について準用する。

(移動等円滑化経路協定の締結等)

第四十一条 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする借地権その他の当該土地を使用する権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。）を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号。第四十五条第二項において「大都市住宅等供給法」という。）第八十三条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下「土地所有者等」と総称する。）は、その全員の合意により、当該土地の区域における移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定（以下「移動等円滑化経路協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となつてゐる土地がある場合（当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。）においては、当該借地権等の目的となつてゐる土地の所有者の合意を要しない。

2・3 (略)

(一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定)

(移動等円滑化経路協定の締結等)

第四十一条 重点整備地区内の一団の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする借地権その他の当該土地を使用する権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。）を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号。第四十五条第二項において「大都市住宅等供給法」という。）第八十三条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下この章において「土地所有者等」と総称する。）は、その全員の合意により、当該土地の区域における移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定（以下「移動等円滑化経路協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となつてゐる土地がある場合（当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。）においては、当該借地権等の目的となつてゐる土地の所有者の合意を要しない。

2・3 (略)

(一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定)

第五十条 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。

2・4 (略)

第五十二条 (略)

(移動等円滑化の進展の状況に関する評価)

第五十二条の二 国は、移動等円滑化を促進するため、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者で構成する会議を設け、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握し、及び評価するよう努めなければならない。

(主務大臣等)

第五十四条 (略)

2 第九条、第二十四条、第二十四条の六第四項及び第五項、第二十九条第一項、第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三項及び第五項、第三十二条第三項、第三十八条第二項、前条第一項並びに次条における主務大臣は国土交通大臣とし、第二十四条の二第七項及び第八項(これらの規定を同条第十項並びに第二十五条第十項及び第十一項において準用する場合を含む。)における主務大臣は国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣とする。

3・4 (略)

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十条第二項の規定に違反して、表示を付した者
- 二 第二十四条の六第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず

第五十条 重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。

2・4 (略)

第五十二条 (略)

(新設)

(主務大臣等)

第五十四条 (略)

2 第九条、第二十四条、第二十九条第一項、第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三項及び第五項、第三十二条第三項、第三十八条第二項、前条第一項並びに次条における主務大臣は国土交通大臣とし、第二十五条第十一項及び第十二項(これらの規定を同条第十三項において準用する場合を含む。)における主務大臣は国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣とする。

3・4 (略)

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十条第二項の規定に違反して、表示を付した者
(新設)

、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する行為をした者 三 (略)	二 (略)
第六十四条 (略)	第六十四条 (略)
第六十五条 第二十四条の八第一項(第四十条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者は、二十万円以下の過料に処する。	(新設)

改 正 案	現 行
目次 第一章～第四章（略） 第五章 移動等円滑化経路協定（第四十一条―第五十一条） 第五章の二 移動等円滑化施設協定（第五十一条の二） 第六章（略） 第七章 罰則（第五十九条―第六十六条） 附則 （定義） 第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～三（略） 四 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。 イ・ロ（略） ハ 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業者（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。以下この条において同じ。） （一）一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者 ニ（略） ホ 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）による一般旅客定期航路事業（日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。次号ニにおいて同じ。）を営む者及び旅客不定期航路事業者 ヘ・ト（略）	目次 第一章～第四章（略） 第五章 移動等円滑化経路協定（第四十一条―第五十一条） （新設） 第六章（略） 第七章 罰則（第五十九条―第六十五条） 附則 （定義） 第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～三（略） 四 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。 イ・ロ（略） ハ 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業者（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。以下この条において同じ。）及び一般乗用旅客自動車運送事業者 ニ（略） ホ 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）による一般旅客定期航路事業（日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。次号ニにおいて同じ。）を営む者 ヘ・ト（略）

五 旅客施設 次に掲げる施設であつて、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

イゝハ (略)

ニ 海上運送法による輸送施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の用に供するものに限る。）

ホ (略)

六 (略)

七 車両等 公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車（一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあつては道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するもの、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためこれらの事業の用に供する自動車にあつては高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なものその他主務省令で定めるものに限る。）、船舶及び航空機をいう。

八ゝ二十二 (略)

二十三 公共交通特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ・ロ (略)

ハ 特定車両（軌道経営者、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。以下同じ。）を床面の低いものとする^{（一）}ことその他の特定車両に関する移動等円滑化のために必要な事業

二十四ゝ二十八 (略)

（公共交通事業者等の基準適合義務等）

第八条 (略)

2・3 (略)

五 旅客施設 次に掲げる施設であつて、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

イゝハ (略)

ニ 海上運送法による輸送施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る。）

ホ (略)

六 (略)

七 車両等 公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車（一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあつては道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するもの、一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあつては高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なものその他主務省令で定めるものに限る。）、船舶及び航空機をいう。

八ゝ二十二 (略)

二十三 公共交通特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ・ロ (略)

ハ 特定車両（軌道経営者又は一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。以下同じ。）を床面の低いものとする^{（一）}ことその他の特定車両に関する移動等円滑化のために必要な事業

二十四ゝ二十八 (略)

（公共交通事業者等の基準適合義務等）

第八条 (略)

2・3 (略)

4 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

5・6 (略)

第九条 (略)

(公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項)

第九条の二 主務大臣は、旅客施設及び車両等の移動等円滑化を促進するため、次に掲げる事項並びに移動等円滑化のために公共交通事業者等が講ずる措置によつて達成すべき目標及び当該目標を達成するために当該事項と併せて講ずべき措置に関し、公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

一 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

二 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

三 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

四 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、移動等円滑化の進展の状況、旅客施設及び車両等の移動等円滑化に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(指導及び助言)

第九条の三 主務大臣は、旅客施設及び車両等の移動等円滑化を促進するため必要があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、同項各号に掲

(新設)

4・5 (略)

第九条 (略)

(新設)

(新設)

げる事項の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

(計画の作成)

第九条の四 公共交通事業者等（旅客が相当数であることその他の主務省令で定める要件に該当する者に限る。次条から第九条の七までにおいて同じ。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、第九条の二第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた同項の目標に関し、その達成のための計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(定期の報告)

第九条の五 公共交通事業者等は、毎年度、主務省令で定めるところにより、前条の計画に基づく措置の実施の状況その他主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

(公表)

第九条の六 公共交通事業者等は、毎年度、主務省令で定めるところにより、第九条の四の計画の内容、当該計画に基づく措置の実施の状況その他主務省令で定める移動等円滑化に関する情報を公表しなければならない。

(勧告等)

第九条の七 主務大臣は、公共交通事業者等の事業の用に供する旅客施設及び車両等の移動等円滑化の状況が第九条の二第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該公共交通事業者等に対し、当該旅客施設及び車両等の移動等円滑化に関する技術水準その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、当該旅客施設及び車両等に係る移動等円滑化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた公共交通事業者等がその

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第二十二條 (略)

第二十二條 (略)

(協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等)

第二十二條の二 建築主等は、次の各号のいずれかに該当する建築物特

定施設(以下この条において「協定建築物特定施設」という。)と一体的に利用に供しなければ公共交通移動等円滑化基準に適合させることが構造上その他の理由により著しく困難であると主務省令で定めるところにより主務大臣が認める旅客施設(次の各号の公共交通事業者等の事業の用に供するものに限る。次項において「移動等円滑化困難旅客施設」という。)の敷地に隣接し、又は近接する土地において協定建築物特定施設を有する建築物(以下「協定建築物」という。)の建築等を行うときは、主務省令で定めるところにより、協定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

一 建築主等が公共交通事業者等と締結する第四十一条第一項に規定する移動等円滑化経路協定の目的となる経路を構成する建築物特定施設

二 建築主等が公共交通事業者等と締結する第五十一条の二第一項に規定する移動等円滑化施設協定の目的となる建築物特定施設

2

前項の申請に係る協定建築物特定施設(協定建築物特定施設と移動等円滑化困難旅客施設との間に同項第一号の経路がある場合にあつては、協定建築物特定施設及び当該経路を構成する一般交通用施設(以下この項において「特定経路施設」という。))は、協定建築物特定施設等維持保全基準(移動等円滑化困難旅客施設の公共交通移動等円滑化基準への継続的な適合の確保のために必要な協定建築物特定施設及び特定経路施設の維持保全に関する主務省令で定める基準をいう。)(に適合するものとして、主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたものでなければならぬ。

(新設)

3 第一項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 協定建築物の位置

二 協定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積

三 計画に係る協定建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項

四 協定建築物の建築等の事業に関する資金計画

五 その他主務省令で定める事項

4 所管行政庁は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る協定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。

一 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、第十七条第三項第一号に規定する主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。

二 前項第四号に掲げる資金計画が、協定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

5 第十八条、第十九条、第二十一条及び前条の規定は、前項の認定を受けた者（第五十三条第五項において「認定協定建築主等」という。）に係る当該認定を受けた計画について準用する。この場合において、第十八条第二項中「前条」とあるのは「第二十二条の二第一項から第四項まで」と、第十九条中「特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設」とあるのは「第二十二条の二第一項に規定する協定建築物（第二十一条において「認定協定建築物」という。）の同項に規定する協定建築物特定施設」と、第二十一条中「認定特定建築物」とあるのは「認定協定建築物」と読み替えるものとする。

第五十一条（略）

第五章の二 移動等円滑化施設協定

第五十一条（略）

（新設）

第五十一条の二 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の

(新設)

土地の土地所有者等は、その全員の合意により、高齢者、障害者等が円滑に利用することができ、案内所その他の当該土地の区域における移動等円滑化に資する施設（移動等円滑化経路協定の目的となる経路を構成するものを除き、高齢者、障害者等の利用に供しない施設であつて移動等円滑化のための事業の実施に伴い移転が必要となるものを含む。次項において同じ。）の整備又は管理に関する協定（以下この条において「移動等円滑化施設協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となつてゐる土地がある場合（当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。）においては、当該借地権等の目的となつてゐる土地の所有者の合意を要しない。

2 移動等円滑化施設協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 移動等円滑化施設協定の目的となる土地の区域及び施設の位置

二 次に掲げる移動等円滑化に資する施設の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの

イ 前号の施設の移動等円滑化に関する基準

ロ 前号の施設の整備又は管理に関する事項

三 移動等円滑化施設協定の有効期間

四 移動等円滑化施設協定に違反した場合の措置

3 前章（第四十一条第一項及び第二項を除く。）の規定は、移動等円滑化施設協定について準用する。この場合において、第四十三条第一項第三号中「第四十一条第二項各号」とあるのは「第五十一条の二第二項各号」と、同条第二項中「移動等円滑化経路協定区域」とあるのは「第五十一条の二第二項第一号の区域（以下この章において「移動等円滑化施設協定区域」という。）」と、「移動等円滑化経路協

「定区域内」とあるのは「移動等円滑化施設協定区域内」と、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条、第四十七条第一項及び第三項、第四十八条第一項並びに第五十条第一項及び第四項中「移動等円滑化経路協定区域」とあるのは「移動等円滑化施設協定区域」と、第四十六条及び第四十九条中「第四十一条第一項」とあるのは「第五十一条の二第一項」と読み替えるものとする。

(報告及び立入検査)

第五十三条 (略)

2・4 (略)

5 所管行政庁は、認定協定建築主等に対し、第二十二条の二第四項の認定を受けた計画(同条第五項において準用する第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)に係る協定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。

6・7 (略)

(主務大臣等)

第五十四条 (略)

2 第九条、第九条の二第一項、第九条の三から第九条の五まで、第九条の七、第二十二条の二第一項及び第二項(これらの規定を同条第五項において読み替えて準用する第十八条第二項において準用する場合を含む。)、第二十四条、第二十四条の六第四項及び第五項、第二十九条第一項、第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三項及び第五項、第三十二条第三項、第三十八条第二項、前条第一項並びに次条における主務大臣は国土交通大臣とし、第二十四条の二第六項及び第七項(これらの規定を同条第九項並びに第二十五条第十項及び第十一項において準用する場合を含む。)における主務大臣は国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣とする。

3・4 (略)

(報告及び立入検査)

第五十三条 (略)

2・4 (略)

(新設)

5・6 (略)

(主務大臣等)

第五十四条 (略)

2 第九条、第二十四条、第二十四条の六第四項及び第五項、第二十九条第一項、第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三項及び第五項、第三十二条第三項、第三十八条第二項、前条第一項並びに次条における主務大臣は国土交通大臣とし、第二十四条の二第六項及び第七項(これらの規定を同条第九項並びに第二十五条第十項及び第十一項において準用する場合を含む。)における主務大臣は国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣とする。

3・4 (略)

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。 - 一 第九条の四の規定による提出をしなかった者 - 二 第九条の五の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 - 三 第十二条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者 第六十三条 (略) - 一 (略) - 二 第五十三条第四項又は第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 第六十五条 第九条の六の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者は、五十万円以下の過料に処する。 第六十六条 (略)	第六十一条 第十二条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。 第六十三条 (略) - 一 (略) - 二 第五十三条第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 (新設) 第六十五条 (略)
---	--

国家公安委員会
○総務省告示第一号
国土交通省

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十二号）の施行に伴い、及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三条第一項の規定に基づき、移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成二十三年国家公安委員会告示第一号）の一部を改正する告示を次のように定める。

国土交通省
平成三十年十月十九日

国家公安委員会委員長 山本 順三
総務大臣 石田 真敏
国土交通大臣 石井 啓一

移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する告示

移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成二十三年国家公安委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののようにより改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項 1 項 移動等円滑化の意義 我が国においては、世界のどの国もこれまで経験したことのない本格的な高齢社会を迎え、今後更なる高齢化が進展すると見込まれており、高齢者の自立と社会参加による、健全で活力ある社会の実現が求められている。また、今日、障害者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す、ノーマライゼーションの理念の社会への浸透が進み、自立と共生の理念の下、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現が求められている。さらに、近年、障害者の権利に関する条約（平成二十六年条約第一号）の締結及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）等の関連法制の整備がされたこと、平成三十二年に東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会が開催されること等を契機として、共生社会の実現を目指し、全国において更にバリアフリー化を推進するとともに、高齢者、障害者等も含めて誰もが包摂され活躍できる社会の実現に向けた取組を進めることが必要となっている。	一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項 1 項 移動等円滑化の意義 我が国においては、世界のどの国もこれまで経験したことのない本格的な高齢社会を迎え、今後更なる高齢化が進展すると見込まれており、高齢者の自立と社会参加による、健全で活力ある社会の実現が求められている。また、今日、障害者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す、ノーマライゼーションの理念の社会への浸透が進み、自立と共生の理念の下、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現が求められている。

このような社会の実現のためには、高齢者、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を構築することが重要であり、そのための環境の整備を一刻も早く推進していくことが求められている。移動及び施設の利用は、高齢者、障害者等が社会参加をするための重要な手段であることから、移動等円滑化を促進することは、このような社会の実現のために大きな意義を持つものである。

また、移動等円滑化の促進は、高齢者、障害者等の社会参加を促進するのみでなく、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、全ての利用者に利用しやすい施設及び車両等の整備を通じて、国民が生きていきと安全に暮らせる活力ある社会の維持に寄与するものである。

さらに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十二号）により創設された基本理念の規定に定めるように、この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの（いわゆる「社会的障壁」）の除去や、共生社会の実現に資するものであり、移動等円滑化の促進の意義はますます大きくなっている。

なお、法にいう「高齢者、障害者等」には、高齢者及び身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者を含む全ての障害者で身体機能上の制限を受ける者は全て含まれる。また、障害特性は様々であり、例えば視覚障害についても、障害の重度によって期待される移動等円滑化の内容が異なることもあり得ること並びに身体機能上の制限には、知的障害者、精神障害者及び発達障害

このような社会の実現のためには、高齢者、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を構築することが重要であり、そのための環境の整備を一刻も早く推進していくことが求められている。移動及び施設の利用は、高齢者、障害者等が社会参加をするための重要な手段であることから、移動等円滑化を促進することは、このような社会の実現のために大きな意義を持つものである。

また、移動等円滑化の促進は、高齢者、障害者等の社会参加を促進するのみでなく、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、全ての利用者に利用しやすい施設及び車両等の整備を通じて、国民が生きていきと安全に暮らせる活力ある社会の維持に寄与するものである。

なお、法にいう障害者には、身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者を含む全ての障害者で身体機能上の制限を受ける者は全て含まれること並びに身体機能上の制限には、知的障害者、精神障害者及び発達障害者等の知覚面又は心理面の働きが原因で発現する疲れやすさ、喉の渇き、照明への反応、表示の分かりにくさ等の負担の原因となる様々な制約が含まれること

害者等の知覚面又は心理面の働きが原因で発現する疲れやすさ、喉の渇き、照明への反応、表示の分かりにくさ等の負担の原因となる様々な制約が含まれることから、法が促進することとしている移動等円滑化には、このような負担を軽減することによる移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することも含まれることに留意する必要がある。

また、移動等円滑化を進めるに当たっては、高齢者、障害者等の意見を十分に聴き、それを反映させることが重要である。

2 移動等円滑化の目標

移動等円滑化を実現するためには、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設について移動等円滑化のための措置が講じられ、移動等円滑化に携わる様々な者が連携することにより、移動の連続性を確保することが重要である。

したがって、法では、これらの施設を設置し、又は管理する者に対して移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努める一般的な責務を課すとともに、これらの施設の中で、特に日常生活及び社会生活において通常移動手段として用いられ、又は通常利用される旅客施設及び車両等、一定の道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の各々について、新設等の際に各々に対応した移動等円滑化基準への適合を義務付けることとしている。

また、市町村が定める移動等円滑化促進地区において、法第二十四条の二第一項の移動等円滑化の促進に関する方針（以下「移動等円滑化促進方針」という。）に則して、届出制度等により交通結節点における移動の連続性を確保することとしている。

から、法が促進することとしている移動等円滑化には、このような負担を軽減することによる移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することも含まれることに留意する必要がある。

また、移動等円滑化を進めるに当たっては、高齢者、障害者等の意見を十分に聴き、それを反映させることが重要である。

2 移動等円滑化の目標

移動等円滑化を実現するためには、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設について移動等円滑化のための措置が講じられることが重要である。

したがって、法では、これらの施設を設置し、又は管理する者に対して移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努める一般的な責務を課すとともに、これらの施設の中で、特に日常生活及び社会生活において通常移動手段として用いられ、又は通常利用される旅客施設及び車両等、一定の道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の各々について、新設等の際に各々に対応した移動等円滑化基準への適合を義務付けることとしている。

さらに、市町村が定める重点整備地区において、移動等円滑化に係る特定事業その他の事業が法第二十五条第一項の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)に即して重点的かつ一体的に実施されることとしている。

移動等円滑化の促進に当たっては、国、地方公共団体、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者が必要に応じて緊密に連携しながら、法に基づく枠組みの活用等により、次に掲げる事項を達成することを目標とする。

〔1〕(7) 略

二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項

施設設置管理者は、利用者の利便性及び安全性の向上を図る観点から、施設及び車両等の整備、適切な情報の提供並びに職員等関係者に対する適切な教育訓練について関係者と連携しながら、1から3までに掲げる各々の措置を適切に講ずることにより、移動等円滑化を進めることが必要である。

施設設置管理者がこれらの措置を実施するに当たっては、その措置が効果的に実施されるよう、地域の実情を把握している市町村等の関係者と連携することにより、可能な限り利便性の高い動線の確保等他の施設との連続性に配慮した措置を実施し、かつ、自らが設置し、又は管理する施設に設置される設備について、施設の特性に応じて可能な限り時間的な制約がなく利用できる等移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めることが重要である。また、公共交通事業者等及び道路管理者にあつては、複数の事業者間又は鉄道及びバス等複数の交通機関間の継ぎ目となる交通結節点における移動等円滑化にも十分配慮することが重要である。

また、市町村が定める重点整備地区において、移動等円滑化に係る特定事業その他の事業が法第二十五条第一項の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)に即して重点的かつ一体的に実施されることとしている。

移動等円滑化の促進に当たっては、国、地方公共団体、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者が必要に応じて緊密に連携しながら、法に基づく枠組みの活用等により、次に掲げる事項を達成することを目標とする。

〔1〕(7) 略

二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項

施設設置管理者は、利用者の利便性及び安全性の向上を図る観点から、施設及び車両等の整備、適切な情報の提供並びに職員等関係者に対する適切な教育訓練について関係者と連携しながら、1から3までに掲げる各々の措置を適切に講ずることにより、移動等円滑化を進めることが必要である。

施設設置管理者がこれらの措置を実施するに当たっては、その措置が効果的に実施されるよう、地域の実情を把握している市町村等の関係者と連携することにより、可能な限り利便性の高い動線の確保等他の施設との連続性に配慮した措置を実施し、かつ、自らが設置し、又は管理する施設に設置される設備について、施設の特性に応じて可能な限り時間的な制約がなく利用できる等移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、公共交通事業者等にあつては、複数の事業者間又は鉄道及びバス等複数の交通機関を乗り継ぐ際の旅客施設内の移動等円滑化にも十分配慮することが重要である。

また、施設設置管理者は、施設及び車両等の整備に当たっては、移動等円滑化のために講ずる措置について具体的な実施計画を策定すること等により順次計画的に移動等円滑化を進めていくこと、高齢者、障害者等が障害のない者と共に利用できる形での施設整備を図るユニバーサルデザインの考え方に十分留意すること、高齢者、障害者等の意見を反映させるために可能な限り計画策定等への参画を得ること等必要な措置を講ずるよう努めることが重要である。

1 施設及び車両等の整備

移動等円滑化を図るためには、まず、施設及び車両等についてのハード面の整備が必要である。したがって、法では、施設設置管理者が、自らが設置し、又は管理する旅客施設及び車両等、一定の道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物を新設等するときは、当該施設及び車両等の移動等円滑化基準への適合が義務付けられており、また、既存の施設及び車両等については、施設設置管理者は、当該施設及び車両等を移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めることとされている。

施設設置管理者が、施設及び車両等について移動等円滑化のために必要な措置を講ずる際には、次に掲げる観点が重要である。

イ 二 略

ホ 道路にあつては、二以上の特定旅客施設等を相互に接続する道路で高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものがある場合は、関係道路管理者間で調整し、一以上の経路を、特定道路に指定すべき道路として国に情報提供すること。

なお、移動等円滑化基準に定められていない内容であっても、上記の観点等から移動等円滑化に資すると考えられる措置については、施設設置管理者はこれを積極的に実施していくよう努力することが望ましい。

また、施設設置管理者は、施設及び車両等の整備に当たっては、移動等円滑化のために講ずる措置について具体的な実施計画を策定すること等により順次計画的に移動等円滑化を進めていくこと、高齢者、障害者等が障害のない者と共に利用できる形での施設整備を図るユニバーサルデザインの考え方に十分留意すること、高齢者、障害者等の意見を反映させるために可能な限り計画策定等への参画を得ること等必要な措置を講ずるよう努めることが重要である。

1 施設及び車両等の整備

移動等円滑化を図るためには、まず、施設及び車両等についてのハード面の整備が必要である。したがって、法では、施設設置管理者が、自らが設置し、又は管理する旅客施設及び車両等、一定の道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物を新設等するときは、当該施設及び車両等の移動等円滑化基準への適合が義務付けられており、また、既存の施設及び車両等については、施設設置管理者は、当該施設及び車両等を移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めることとされている。

施設設置管理者が、施設及び車両等について移動等円滑化のために必要な措置を講ずる際には、次に掲げる観点が重要である。

イ 二 略

〔新設〕

なお、移動等円滑化基準に定められていない内容であっても、上記の観点等から移動等円滑化に資すると考えられる措置については、施設設置管理者はこれを積極的に実施していくよう努力することが望ましい。

特に、建築物の移動等円滑化に関して
は、移動等円滑化が義務化されていない
特定建築物の移動等円滑化にも積極的に
取り組むことが望ましい。特定建築物の
新築時等における移動等円滑化に当たっ
ては、ユニバーサルデザインの考え方に
配慮した整備が求められているとともに
に、建築物ストックの長寿命化等その有
効活用が求められていることから、誘導
的な建築物移動等円滑化基準に適合する
特定建築物について容積率の特例及び表
示制度等を措置している認定特定建築物
制度を積極的に活用することが望まし
い。

2 適切な情報の提供

移動等円滑化を図るためには、施設及
び車両等についてのハード面の整備のみ
ならず、施設設置管理者が利用者に対し
て必要な情報を適切に提供することが必
要である。

その際には、利用する高齢者、障害者
等のニーズ、施設及び設備の用途等に
応じて、例えば、移動等円滑化基準への適
合状況、高齢者、障害者等が円滑に利用
できる便所や駐車施設の有無、旅客施設
における路線案内、運賃案内及び運行情
報等利用に当たって必要となる情報並び
に緊急時の情報について、視覚情報とし
て大きな文字又は適切な色の組合せを用
いて見やすく表示すること、また、聴覚
情報としてはっきりした音声により聞き
取りやすく放送すること、図記号又は平
仮名による表示の併記等を行うこと、必
要に応じて施設外からも見やすく表示す
ること等、分かりやすく提供することに
留意する必要がある。さらに、必要な情
報について事前に把握できるよう、施設
及び設備等に関する情報についてイン
ターネットやパンフレット等により提供
することが望ましい。なお、各施設及び
設備等に関する情報は、施設設置管理者

特に、建築物の移動等円滑化に関して
は、移動等円滑化が義務化されていない
特定建築物の移動等円滑化にも積極的に
取り組むことが望ましい。特定建築物の
新築時等における移動等円滑化に当たっ
ては、ユニバーサルデザインの考え方に
配慮した整備が求められているとともに
に、建築物ストックの長寿命化等その有
効活用が求められていることから、誘導
的な建築物移動等円滑化基準に適合する
特定建築物について容積率の特例及び表
示制度等を措置している認定特定建築物
制度を積極的に活用することが望まし
い。

2 適切な情報の提供

移動等円滑化を図るためには、施設及
び車両等についてのハード面の整備のみ
ならず、施設設置管理者が利用者に対し
て必要な情報を適切に提供することが必
要である。

その際には、利用する高齢者、障害者
等のニーズ、施設及び設備の用途等に
応じて、例えば、路線案内、運賃案内及び
運行情報等利用に当たって必要となる情
報並びに緊急時の情報について、視覚情
報として大きな文字又は適切な色の組合
せを用いて見やすく表示すること、また、
聴覚情報としてはっきりした音声により
聞き取りやすく放送すること、その他図
記号又は平仮名による表示の併記等を行
うこと等、分かりやすく提供することに
留意する必要がある。さらに、必要な情
報について事前に把握できるよう、施設
及び設備等に関する情報についてイン
ターネットやパンフレット等により提供
することが望ましい。

が個別に提供するととどまらず、一元化
することにより、より利用しやすい形で
提供できることから、必要に応じて施設
設置管理者間で適切に連携し、共同して
提供することが望ましい。

3

職員等関係者に対する適切な教育訓練
移動等円滑化を図るためには、施設及
び車両等についてのハード面の整備のみ
ならず、職員等関係者によるソフト面の
適切な対応が必要であることに鑑み、施
設設置管理者は、その職員等関係者が高
齢者、障害者等の多様なニーズ及び特性
を理解した上で、正当な理由なくこれら
の者による施設及び車両等の利用を拒む
ことなく、円滑なコミュニケーションを
確保する等適切な対応を行うよう継続的
な教育訓練を実施する必要がある。

そのため、施設設置管理者は、高齢者、
障害者等の意見を反映した対応マニユアル
の整備及び計画的な研修の実施等をP
DCAサイクルとして実施することによ
り、職員等関係者の教育訓練を更に充実
させるよう努めるべきである。なお、そ
の過程において、高齢者、障害者等の参
画を得ることが望ましい。

三

事項

市町村は、移動等円滑化促進方針を作成
する場合には、次に掲げる事項に基づいて
作成する必要がある。施設設置管理者、都
道府県公安委員会等の関係者は、これらの
事項に留意する必要がある。

1 移動等円滑化促進地区における移動等

円滑化の促進の意義に関する事項
(1) 移動等円滑化促進地区における移動
等円滑化の促進の意義

地域における高齢者、障害者等の自
立した日常生活及び社会生活を確保す
るためには、高齢者、障害者等が日常
生活又は社会生活において利用する旅

3

職員等関係者に対する適切な教育訓練
移動等円滑化を図るためには、施設及
び車両等についてのハード面の整備のみ
ならず、職員等関係者による適切な対応
が必要であることに鑑み、施設設置管理
者は、その職員等関係者が高齢者、障害
者等の多様なニーズ及び特性を理解した
上で、正当な理由なくこれらの者による
施設及び車両等の利用を拒むことなく、
円滑なコミュニケーションを確保する等
適切な対応を行うよう継続的な教育訓練
を実施する必要がある。

そのため、施設設置管理者は、高齢者、
障害者等の意見を反映した対応マニユアル
の整備及び計画的な研修の実施等をP
DCAサイクルとして実施することによ
り、職員等関係者の教育訓練を更に充実
させるよう努めるべきである。なお、そ
の過程において、高齢者、障害者等の参
画を得ることが望ましい。

【新設】

客施設、建築物等の生活関連施設及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設について、一体的に移動等円滑化が図られていることが重要である。そのため、移動等円滑化促進方針において、生活関連施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区を移動等円滑化促進地区として定め、生活関連施設及び生活関連経路の移動等円滑化に係る方針を示すことが必要であり、できる限り多くの市町村が移動等円滑化促進方針の作成に取り組むことが重要である。

(2) 移動等円滑化促進方針作成に当たったの留意事項

市町村は、効果的に移動等円滑化を推進するため、次に掲げる事項に留意して移動等円滑化促進方針を作成する必要がある。

① 目標の明確化

当該移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の方針について、市町村をはじめ、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者間で共通認識が醸成されることが重要である。したがって、移動等円滑化促進方針には、地域の実情に応じ、可能な限り明確な目標を設定する。

② 都市計画との調和

移動等円滑化促進方針の作成に当たっては、都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二第一項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「市町村マスタープラン」という。）との調和が保たれている必要がある。

③ 地域公共交通網形成計画との調和

移動等円滑化促進方針の作成に当たっては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第五条第一項に規定する地域公共交通網形成計画との調和が保たれている必要がある。

④ 地方公共団体の移動等円滑化に関する条例、計画、構想等との調和

地方公共団体において、移動等円滑化に関する条例、計画、構想等を有している場合は、移動等円滑化促進方針はこれらとの調和が保たれている必要がある。特に、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、老人福祉法（昭和三十三年法律第百三十三号）第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画等の市町村が定める高齢者、障害者等の福祉に関する計画及び中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条に規定する基本計画等都市機能の増進に関する計画との調和が保たれていることに留意する必要がある。

⑤ 関係者の意見の反映及び移動等円滑促進方針の作成等の提案

住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者、関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会の参画により、関係者の意見が移動等円滑化促進方針に十分に反映されるよう努める。このため、移動等円滑化促進方針の作成に当たっては、法第二十四条の四に規定する協議会（以下「移動等円滑化促進方針協議会」という。）を積極的に活用し、関係者の参画を得ることが求められる。この際、既に同条第二項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用している場合、又は、他の法令に基づいて同項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用

しようとする場合は、当該協議体制度を移動等円滑化促進方針協議会と位置付けることも可能である。なお、意見を求めるべき障害者には、視覚、聴覚、内部障害等の身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者も含まれることに留意する必要がある。

また、法第二十四条の五に規定する移動等円滑化促進方針の作成等に係る提案制度が積極的に活用されるよう環境の整備に努めるとともに、当該提案を受けた際には、その内容について十分な検討を加えることが求められる。

⑥ 都道府県による市町村に対する援助

都道府県は、市町村による移動等円滑化促進方針の作成を促進するため、市町村の境界を越えた面的バリアフリー化の調整の仲介等や、他の市町村の作成事例等の提供を行うなど、広域的な見地から支援することが重要である。

⑦ 段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）

移動等円滑化の内容については、移動等円滑化促進方針作成に係る事前の検討段階から事後の評価の段階に至るまで、高齢者、障害者等の利用者及び住民が積極的に参加し、この参加プロセスを経て得られた知見を共有化し、スパイラルアップを図ることが重要である。

そのため、市町村は、移動等円滑化促進方針が作成された後も、おおむね五年ごとに、施設を利用する高齢者、障害者等の利用の状況並びに移動等円滑化促進地区における移動等円滑化のための施設及び車両等の整備状況等を把握するとともに、移

動等円滑化促進方針協議会の積極的な活用等により移動等円滑化促進方針に基づく移動等円滑化に関する措置の実施状況について評価を行い、それに基つき、必要があると認めるときは、移動等円滑化促進方針の見直し及び新たな移動等円滑化促進方針又は基本構想の作成を行うことが重要である。その際、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者、関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会の参画により、関係者の意見が移動等円滑化促進方針に十分に反映されるよう努めることが必要である。

⑧ 施設間の連携

交通結節点における移動の連続性を確保するため、施設設置管理者間で連携を図ることが必要である。このため、法では、旅客施設の建設、道路の新設等であつて、移動等円滑化に支障を及ぼすおそれのあるものをしようとする公共交通事業者等又は道路管理者は、当該行為に着手する三十日前までに市町村に届け出ることとされている。

市町村は届出対象について、施設設置管理者が容易に判断できるように移動等円滑化促進方針に定めるものとし、当該届出対象を定めるに当たっては関係者と十分な調整を図って共通認識を確保することが必要である。また、届出があつた場合において、届出に係る行為が移動等円滑化の促進を図る上で支障があると認めるときは、その届出をした者に対し必要な措置の実施を要請することができることとしており、要請に当たっては、移動等円滑化促進方針の内容との整合を図る観点から行うことが重要である。

⑨ バリアフリーマップ等の作成

移動等円滑化を図るためには、高齢者、障害者等が利用可能な施設を選択できるよう、これらの施設が所在する場所を示したバリアフリーマップ等を作成することが効果的である。このため、市町村は積極的に施設等のバリアフリー情報を収集の上、バリアフリーマップ等を作成し、提供することが重要である。

また、公共交通事業者等及び道路管理者は、市町村の求めに応じて必要な情報を当該市町村に提供しなければならぬことされており、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は、市町村の求めに応じて必要な情報を当該市町村に提供するように努めなければならないとされているところである。なお、市町村は、施設設置管理者に求める情報提供の内容を定めるに当たっては、移動等円滑化促進方針協議会を活用するなどにより障害者、高齢者等及び施設設置管理者等の意見を十分に反映するように努めるとともに、施設設置管理者に過度な負担が生じないよう配慮しつつ、高齢者、障害者等にとって必要な情報が得られるよう留意することが必要である。

2

移動等円滑化促進地区の位置及び区域に関する基本的な事項

(1) 移動等円滑化促進地区の要件

法では、市町村は、法第二十条の二号イからハまでに掲げる要件に該当するものを、移動等円滑化を促進すべき移動等円滑化促進地区として設定するよう努めることとされている。また、移動等円滑化促進地区の区域を定めるに当たっては、次に掲げる要件に照らし、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて行うことが必要である。

① 「生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福

祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」（法第二十条の二号イ）

生活関連施設に該当する施設としては、相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定されるが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定することが必要である。

また、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区をいい、地区全体の面積がおおむね四百ヘクタール未満の地区であつて、原則として、生活関連施設のうち旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね三以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であると見込まれることが必要である。

② 「生活関連施設及び生活関連経路

（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。」（法第二十条の二号ロ）

移動等円滑化促進地区は、移動等円滑化を促進する必要がある地区であることが必要である。

このため、高齢者、障害者等の徒歩若しくは車椅子による移動又は施設の利用の状況、土地利用及び諸機能の集積の実態並びに将来の方向性等の観点から総合的に判断して、当該地区において移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められることが必要である。

③ 「当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。」
(法第二条第二十の二号ハ)

高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能など都市が有する様々な機能の増進を図る上で、移動等円滑化を促進することが、有効かつ適切であると認められることが必要である。

(2) 留意事項

市町村は、移動等円滑化促進地区を定めるに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

① 移動等円滑化促進地区の数

市町村内に旅客施設が複数ある場合等、生活関連施設の集積の在り方によっては、複数の移動等円滑化促進地区を設定することも可能であるが、当該生活関連施設相互間の距離、移動の状況等地域の実情から適当と判断される場合には、一つの移動等円滑化促進地区として設定することも可能である。

② 複数の市町村及び都道府県の協力

生活関連施設の利用者が複数の市町村にまたがって移動しており、移動等円滑化促進地区の範囲が複数の市町村にまたがる場合など、当該市

町村が利用者の移動の実態に鑑み適当であると認めるときは、共同して移動等円滑化促進方針を作成し、一体的に推進していくことが重要である。

また、これらの施設が大規模であり、利用者が広域にわたり、かつ、関係者間の調整が複雑となるような場合には、協議会への参加を求めるなどにより都道府県の適切な助言及び協力を求めることが重要である。

③ 移動等円滑化促進地区の境界
移動等円滑化促進地区の境界は、可能な限り市町村の区域内の町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によつて、明確に表示して定めることが必要である。

3 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項

移動等円滑化促進地区において長期的に実現されるべき移動等円滑化の姿を明らかにする観点から、生活関連施設、生活関連経路等については次に掲げるとおり記載することが望ましい。

(1) 生活関連施設

生活関連施設を選定するに当たっては、2(1)に留意するほか、既に移動等円滑化されている施設については、当該施設内の経路について、生活関連経路として移動等円滑化を図る場合等、一体的な移動等円滑化を図る上で対象と位置付けることが必要である。また、移動等円滑化のための事業の実施の有無にかかわらず、当該施設相互間の経路について、生活関連経路として移動等円滑化を図る場合等、一体的な移動等円滑化を図る上で対象と位置付けることが必要である。また、生活関連施設として、長期的展望を示す上で必要な範囲で記載することにも配慮する。

(2) 生活関連経路

生活関連経路についても(1)同様、既に移動等円滑化されている経路については、一体的な移動等円滑化を図る上で対象として位置付けることが必要な経路につき記載するものとする。その際、地域の実情に応じて、二以上の特定旅客施設等を相互に接続する道路で高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものについて、一以上の経路を指定し、また、利用者ニーズに応じた経路選択ができるよう、幹線道路周辺の生活道路についても指定することが望ましい。また、移動等円滑化のための事業実施の有無にかかわらず、長期的展望を示す上で必要な範囲で記載することにも配慮する。

(3) 移動等円滑化の促進に関する事項

移動等円滑化促進方針の対象となる施設及び車両等においてどのような方針で移動等円滑化を図るのかについて記載するものとする。

4

1 から3までに掲げるもののほか、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項

(1) 記載事項

① 地域特性等の尊重及び創意工夫

移動等円滑化に関する措置の実施に当たっては、効果を高めるため、地域特性等を尊重して、様々な創意工夫に努めることが重要である。

② 積雪及び凍結に対する配慮

積雪及び凍結により移動の利便性及び安全性が損なわれる可能性がある場合は、積雪時及び路面凍結時の安全かつ円滑な移動のための除雪その他の措置を講ずるよう努めることが必要である。

③ 高齢者、障害者等への適切な情報提供

施設設置管理者及び都道府県公安委員会は、高齢者、障害者等に対して、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化のために必要な情報を適切に提供するように努めることが重要である。

(2) その他移動等円滑化促進方針の作成に当たつての留意事項

移動等円滑化促進方針は、市町村の発意及び主体性に基づき自由な発想で作成されるものである。この基本方針の三に定めのない事項についても移動等円滑化促進方針に記載することが望ましい。

四 基本構想の指針となるべき事項

市町村は、基本構想を作成する場合には、次に掲げる事項に基づいて作成する必要がある。施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者は、これらの事項に留意する必要がある。

1 重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項

(1) 重点整備地区における移動等円滑化の意義

地域における高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するためには、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、建築物等の生活関連施設及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設について、一体的に移動等円滑化が図られていることが重要である。そのため、基本構想において、生活関連施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区を重点整備地区として定め、生活関連施設及び生活関連経路の移動等円滑化に係る各種事業を重点的かつ一体的に推進することが必要であり、出来る限り多くの市町村が基本構想の作成に取り組むことが重要である。

(2) 〔略〕

三 基本構想の指針となるべき事項

市町村は、基本構想を作成する場合には、次に掲げる事項に基づいて作成する必要がある。施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者は、これらの事項に留意する必要がある。

1 重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項

(1) 重点整備地区における移動等円滑化の意義

地域における高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するためには、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、建築物等の生活関連施設及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設について、一体的に移動等円滑化が図られていることが重要である。そのため、基本構想において、生活関連施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区を重点整備地区として定め、生活関連施設及び生活関連経路の移動等円滑化に係る各種事業を重点的かつ一体的に推進することが必要である。

(2) 〔略〕

(3) 基本構想作成に当たつての留意事項
市町村は、効果的に移動等円滑化を推進するため、次に掲げる事項に留意して基本構想を作成する必要がある。

① 〔略〕

② 都市計画との調和

基本構想の作成に当たっては、都市計画及び市町村マスタープランとの調和が保たれている必要がある。

③ 地域公共交通網形成計画との調和

基本構想の作成に当たっては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第五条第一項に規定する地域公共交通網形成計画との調和が保たれている必要がある。

④ 地方公共団体の移動等円滑化に関する条例、計画、構想等との調和

地方公共団体において、移動等円滑化に関する条例、計画、構想等を有している場合は、基本構想はこれらとの調和が保たれている必要がある。特に、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画等の市町村が定める高齢者、障害者等の福祉に関する計画及び中心市街地の活性化に関する法律第九条に規定する基本計画等都市機能の増進に関する計画との調和が保たれていることに留意する必要がある。

(3) 基本構想作成に当たつての留意事項
市町村は、効果的に移動等円滑化を推進するため、次に掲げる事項に留意して基本構想を作成する必要がある。

① 〔略〕

② 都市計画との調和

基本構想の作成に当たっては、都市計画及び都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条の二第一項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下「市町村マスタープラン」という。)との調和が保たれている必要がある。

③ 地方自治法に規定する基本構想との整合性

市町村は、その事務を処理するに当たっては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項に規定する基本構想に即して行う必要があるため、基本構想もこの基本構想に即していなければならない。

④ 地方公共団体の移動等円滑化に関する条例、計画、構想等との調和

地方公共団体において、移動等円滑化に関する条例、計画、構想等を有している場合は、基本構想はこれらとの調和が保たれている必要がある。特に、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第九条第三項に規定する市町村障害者計画、障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、老人福祉法(昭和三十三年法律第百三十三号)第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画等の市町村が定める高齢者、障害者等の福祉に関する計画及び中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第九条に規定する基本計画等都市機能の増進に関する計画との調和が保たれていることに留意する必要がある。

⑤ 〔略〕

⑥ 高齢者、障害者等の意見の反映及び基本構想の作成等の提案
生活関連施設を利用する高齢者、障害者等を始め関係者の参画により、関係者の意見が基本構想に十分に反映されるよう努める。このため、基本構想の作成に当たっては、法第二十六条に規定する協議会(以下「基本構想協議会」という。)を積極的に活用し、高齢者、障害者等の参画を得ることが求められる。この際、既に同条第二項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用している場合、又は、他の法令に基づいて同項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用しようとする場合は、当該協議体制度を基本構想協議会と位置付けることも可能である。なお、意見を求めるべき障害者には、視覚、聴覚、内部障害等の身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者も含まれることに留意する必要がある。

また、法第二十七条に規定する基本構想の作成等に係る提案制度が積極的に活用されるよう環境の整備に努めるとともに、当該提案を受けた際には、その内容について十分な検討を加えることが求められる。

⑦ 都道府県による市町村に対する援助

都道府県は、市町村による基本構想の作成を促進するため、市町村の境界を越えた面的バリアフリー化の調整の仲介等や、他の市町村の作成事例等の提供を行うなど、広域的な見地から支援することが重要である。

⑤ 〔略〕

⑥ 高齢者、障害者等の提案及び意見の反映
施設及び車両等の利用者である高齢者、障害者等を始め関係者の参画により、関係者の意見が基本構想に十分に反映されるよう努める。このため、基本構想の作成に当たっては、法第二十六条に規定する協議会(以下「協議会」という。)を積極的に活用し、高齢者、障害者等の参画を得ることが求められる。この際、既に同条第二項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用している場合、又は、他の法令に基づいて同項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用しようとする場合は、当該協議体制度を協議会と位置付けることも可能である。なお、意見を求めるべき障害者には、視覚、聴覚、内部障害等の身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者も含まれることに留意する必要がある。

また、法第二十七条に規定する基本構想の作成等に係る提案制度が積極的に活用されるよう環境の整備に努めるとともに、当該提案を受けた際には、その内容について十分な検討を加えることが求められる。

〔新設〕

⑧ 段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）

移動等円滑化の内容については、基本構想作成に係る事前の検討段階から事後の評価の段階に至るまで、高齢者、障害者等の利用者及び住民が積極的に参加し、この参加プロセスを経て得られた知見を共有化し、スパイラルアップを図ることが重要である。

そのため、市町村は、基本構想が作成された後も、おおむね5年ごとに、施設を利用する高齢者、障害者等の利用の状況並びに重点整備地区における移動等円滑化のための施設及び車両等の整備状況等を把握するとともに、基本構想協議会の積極的な活用等により基本構想に基づき実施された事業の成果について評価を行い、それに基づき、必要があると認めるときは、基本構想の見直し及び新たな基本構想の作成を行うことが重要である。

また、法附則第二条第二号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）第六条第一項の規定により作成された基本構想についても、同様に見直しを行うことが重要であることに留意する必要がある。

⑨ バリアフリーマップ等の作成

移動等円滑化を図るためには、高齢者、障害者等が利用可能な施設を選択できるよう、これらの施設が所在する場所を示したバリアフリーマップ等を作成することが効果的である。このため、市町村は積極的に施設等のバリアフリー情報を収集の上、バリアフリーマップ等を作成し、提供することが重要である。

⑦ 段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）

移動等円滑化の内容については、基本構想作成に係る事前の検討段階から事後の評価の段階に至るまで、高齢者、障害者等の利用者及び住民が積極的に参加し、この参加プロセスを経て得られた知見を共有化し、スパイラルアップを図ることが望まれる。

そのため、市町村は、基本構想が作成された後も、施設を利用する高齢者、障害者等の利用の状況並びに重点整備地区における移動等円滑化のための施設及び車両等の整備状況等を把握するとともに、協議会の活用等により基本構想に基づき実施された事業の成果について評価を行い、それに基づき、必要に応じ、基本構想の見直し及び新たな基本構想の作成を行うことが望ましい。

また、法附則第二条第二号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）第六条第一項の規定により作成された基本構想については、法の趣旨を踏まえ、見直しを行うことが重要であることに留意する必要がある。

〔新設〕

2

(1) 重点整備地区の要件

法では、市町村は、法第二十一条一号イからハまでに掲げる要件に該当するものを、移動等円滑化に係る事業を重点的かつ一体的に推進すべき重点整備地区として設定するよう努めることとされている。また、重点整備地区の区域を定めるに当たっては、次に掲げる要件に照らし、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて行うことが必要である。

① 「生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」（法第二十一条イ）

〔略〕

2

(1) 重点整備地区の要件

法では、市町村は、法第二十一条一号イからハまでに掲げる要件に該当するものを、移動等円滑化に係る事業を重点的かつ一体的に推進すべき重点整備地区として設定することができることとされている。また、重点整備地区の区域を定めるに当たっては、次に掲げる要件に照らし、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて行うことが必要である。

① 「生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」（法第二十一条イ）

〔略〕

② 「生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されるが特に必要であると認められる地区であること。」（法第二条第二十一号口）

〔略〕

③ 〔略〕

〔略〕

3 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項

重点整備地区において長期的に実現されるべき移動等円滑化の姿を明らかにする観点から、生活関連施設、生活関連経路等については次に掲げるとおり記載することが望ましい。

(1) 〔略〕

(2) 生活関連経路

生活関連経路についても(1)同様、既に移動等円滑化されている経路については、一体的な移動等円滑化を図る上で対象として位置付けることが必要な経路につき記載するものとする。その際、地域の実情に応じて、二以上の特定旅客施設等を相互に接続する道路で高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものについて、一以上の経路を指定し、また、利用者ニーズに応じた経路選択ができるよう、幹線道路周辺の生活道路についても指定することが望ましい。また、当面移動等円滑化のための事業実施の見込みがない経路については、長期的展望を示す上で必要な範囲で記載することにも配慮する。

(3) 〔略〕

② 「生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。」（法第二条第二十一号口）

〔略〕

③ 〔略〕

〔略〕

3 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項

重点整備地区において長期的に実現されるべき移動等円滑化の姿を明らかにする観点から、生活関連施設、生活関連経路等については次に掲げるとおり記載することが望ましい。

(1) 〔略〕

(2) 生活関連経路

生活関連経路についても(1)同様、既に移動等円滑化されている経路については、一体的な移動等円滑化を図る上で対象として位置付けることが必要な経路につき記載するものとする。また、当面移動等円滑化のための事業実施の見込みがない経路については、長期的展望を示す上で必要な範囲で記載することにも配慮する。

(3) 〔略〕

4 〔略〕

5 4に規定する事業と併せて実施する土地画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき基本的な事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

〔1・2〕 略

(3) その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

① 〔略〕

② 事業推進上の留意点

イ 〔略〕

ロ 積雪及び凍結に対する配慮

積雪及び凍結により移動の利便性及び安全性が損なわれる可能性がある場合は、積雪時及び路面凍結時の安全かつ円滑な移動のための除雪その他の措置を講ずるよう努めることが必要である。

ハ・ヘ 〔略〕

③ 〔略〕

五

移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

1 国の責務及び講ずべき措置

(1) 国の責務（スパイラルアップ及び心のバリアフリー）

国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進

4 〔略〕

5 4に規定する事業と併せて実施する土地画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき基本的な事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

〔1・2〕 略

(3) その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

① 〔略〕

② 事業推進上の留意点

イ 〔略〕

ロ 積雪及び凍結に対する配慮

積雪及び凍結により移動の利便性及び安全性が損なわれる可能性がある場合は、積雪時及び路面凍結時の安全かつ円滑な移動のための措置を講ずるよう努めることが必要である。

ハ・ヘ 〔略〕

③ 〔略〕

四

移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

1 国の責務及び講ずべき措置

(1) 国の責務（スパイラルアップ及び心のバリアフリー）

国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進

展の状況等を勘案しつつ、関係行政機関及びこれらの者で構成する会議における定期的な評価その他これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めることにより、スパイラルアップを図るものとする。

また、移動等円滑化を進めるためには、施設及び車両等の整備のみならず、国民の高齢者、障害者等に対する理解及び協力、すなわち国民の「心のバリアフリー」が不可欠であること及び「心のバリアフリー」を促進するためには、障害の有無にかかわらず参加者全員がバリアフリーを考える参加型イベントが効果的であることを踏まえ、国は広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する関係者の連携及び国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努める。

また、移動等円滑化を進めるためには、施設及び車両等の整備のみならず、国民の高齢者、障害者等に対する理解及び協力、すなわち国民の「心のバリアフリー」が不可欠であることを踏まえ、国は広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する関係者の連携及び国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努める。

- (2) 国の講ずべき措置（設備投資等に対する支援、情報提供の確保及び研究開発等）

施設設置管理者等による移動等円滑化のための措置を促進するため、設備投資等に対する必要な支援措置を講ずる。

展の状況等を勘案しつつ、これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めることにより、スパイラルアップを図るものとする。

また、移動等円滑化を進めるためには、施設及び車両等の整備のみならず、国民の高齢者、障害者等に対する理解及び協力、すなわち国民の「心のバリアフリー」が不可欠であることを踏まえ、国は広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する関係者の連携及び国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努める。

- (2) 設備投資等に対する支援、情報提供の確保及び研究開発等

施設設置管理者等による移動等円滑化のための措置を促進するため、設備投資等に対する必要な支援措置を講ずる。

また、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を確保するためには、施設設置管理者等による移動等円滑化のための事業の実施状況に関する情報が利用しやすい形で提供される必要があることから、国は、施設設置管理者等による移動等円滑化のための事業の実施状況に関する情報が確実に収集され、利用しやすいよう加工された上で、利用者に提供されるような環境の確保に努めることとする。

さらに、国は、移動等円滑化を目的とした施設及び車両等に係る新たな設備等（情報を提供する手法に係るものを含む。以下同じ。）の実用化及び標準化、既存の設備等の利便性及び安全性の向上、新たな設備等の導入に係るコストの低減化等のための調査及び情報通信技術等の研究開発の促進を図るとともに、それらの成果が幅広く活用されるよう、施設設置管理者等に提供するほか、地方公共団体による移動等円滑化のための施設の整備に対する主体的な取組を尊重しつつ、地方公共団体が選択可能な各種支援措置の整備を行う。

なお、道路の移動等円滑化に関しては、国が、二以上の特定旅客施設等を相互に接続する道路で高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものについて、一以上の経路を特定道路に指定するものとする。また、建築物の移動等円滑化に関しては、国は、地方公共団体が、条例を定めることにより、義務付け対象となる用途の追加及び規模の引下げ並びに基準の強化を行っている状況について、地方公共団体に対して情報提供するものとする。

また、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を確保するためには、施設設置管理者等による移動等円滑化のための事業の実施状況に関する情報が利用しやすい形で提供される必要があることから、国は、施設設置管理者等による移動等円滑化のための事業の実施状況に関する情報が確実に収集され、利用しやすいよう加工された上で、利用者に提供されるような環境の確保に努めることとする。

さらに、国は、移動等円滑化を目的とした施設及び車両等に係る新たな設備等（情報を提供する手法に係るものを含む。以下同じ。）の実用化及び標準化、既存の設備等の利便性及び安全性の向上、新たな設備等の導入に係るコストの低減化等のための調査及び情報通信技術等の研究開発の促進を図るとともに、それらの成果が幅広く活用されるよう、施設設置管理者等に提供するほか、地方公共団体による移動等円滑化のための施設の整備に対する主体的な取組を尊重しつつ、地方公共団体が選択可能な各種支援措置の整備を行う。

2 地方公共団体の責務及び講ずべき措置
地方公共団体は、地域住民の福祉の増進を図る観点から、国の施策に準じ、1に掲げる責務を果たすとともに、措置を講ずることが必要である。特に、地域の实情に即して、移動等円滑化のための事業に対する支援措置、移動等円滑化に関する地域住民の理解を深めるための広報活動等移動等円滑化を促進するために必要な措置を総合的かつ計画的に講ずるよう努めるとともに、移動等円滑化促進方針協議会を活用すること等により移動等円滑化の進展の状況等の定期的な評価を行うよう努めることが必要である。

なお、建築物の移動等円滑化に関しては、地方公共団体が所要の事項を条例に定めることにより、対象区域を設定して義務付け対象となる用途の追加及び規模の引下げ並びに基準の強化をすることによって、地域の实情に応じた建築物の移動等円滑化を図ることが可能な仕組みとなつているので、積極的な活用を努めることが必要である。また、建築物の部分のうち駅等に設けられる一定の要件を満たす通路等については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第五十二条第四項第一号の規定による容積率制限の特例を受けることが可能であるので、同法に規定する特定行政庁は、当該規定の適切な運用に努めることが重要である。

3
[略]

4 国民の責務（心のバリアフリー）

国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性並びにそのために高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現することの必要性について理解を深めるよう努めなければならない。その際、外見上分かりづらい聴覚障害、内部障害、精神障害、発達障害など、障害には多様な特性があることに留意する必要がある。

2 地方公共団体の責務及び講ずべき措置
地方公共団体は、地域住民の福祉の増進を図る観点から、国の施策に準じ、1に掲げる責務を果たすとともに、措置を講ずることが必要である。特に、地域の实情に即して、移動等円滑化のための事業に対する支援措置、移動等円滑化に関する地域住民の理解を深めるための広報活動等移動等円滑化を促進するために必要な措置を総合的かつ計画的に講ずるよう努めることが必要である。

なお、建築物の移動等円滑化に関しては、地方公共団体が所要の事項を条例に定めることにより、地域の实情に応じた建築物の移動等円滑化を図ることが可能な仕組みとなつているので、積極的な活用を努めることが必要である。また、建築物の部分のうち駅等に設けられる一定の要件を満たす通路等については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第五十二条第四項第一号の規定による容積率制限の特例を受けることが可能であるので、同法に規定する特定行政庁は、当該規定の適切な運用に努めることが重要である。

3
[略]

4 国民の責務（心のバリアフリー）

国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性並びにそのために高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現することの必要性について理解を深めるよう努めなければならない。その際、外見上分かりづらい聴覚障害、内部障害、精神障害、発達障害など、障害には多様な特性があることに留意する必要がある。

また、視覚障害者誘導用ブロック上への駐輪、車椅子使用者用駐車施設への駐車等による高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないことのみならず、鉄道駅の利用に当たり、必要に応じ高齢者、障害者等に対する手助けをすること等、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保することに積極的に協力することが求められる。

また、視覚障害者誘導用ブロック上への駐輪、車椅子使用者用駐車施設への駐車等による高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないことのみならず、必要に応じ高齢者、障害者等の移動及び施設の利用を手助けすること等、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を確保することに積極的に協力することが求められる。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十一月一日）から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正（平成30年5月公布）

（平成30年11月1日施行）

バリアフリー法の目的

高齢者、障害者等の移動及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

これまでの実績と課題

基本構想作成市町村数

- ▶ 全市町村の約2割（294/1,741）
3,000人/日以上旅客施設のある市町村の約半数（268/613）

市町村（特別区を含む）による基本構想未作成・フォローアップ不足等により、地域におけるバリアフリー化が不十分

改正内容

移動等円滑化促進方針制度の創設

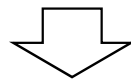
効果

促進方針に基づき基本構想を作成するという段階を設けることで作成のハードルを下げ、基本構想の作成を促進

※ 促進方針作成に係る費用を支援

※ 目標：300市町村が促進方針作成（2023年度）

バリアフリー法



移動等円滑化の促進に関する基本方針 （3省庁共同告示）



市町村による移動等円滑化促進方針

バリアフリーの促進に関する基本的な方針
重点的に取り組む対象地区を記載

十分に
反映

関係者（公安委員会を含む）
の意見



市町村による移動等円滑化基本構想

事業を実施する地区の指定

事業内容の特定

- ▶ 駅のエレベーターの整備
 - ▶ 歩道、標識の整備
 - ▶ 音響式信号機の整備
- 等

【協議】

事業主体（公安委員会を含む）



◆ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を「バリアフリー法」という

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

障害をお持ちの方にとつても健常者にとつても暮らしやすいユニバーサル社会の実現を目指すには、今回の法改正に加え、幅広い施策を推進することが不可欠である。国会において、そのために必要な立法措置を引き続き講じていくよう努めるものとする。あわせて、政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 本法に基づく施策はすべて、社会的障壁の除去及び共生社会の実現に向けて行われなければならない、また、すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの認識の下、社会的障壁の除去のために合理的な配慮を的確に行えるよう必要な環境の整備を進めること。

二 本法における障害者には、身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者、発達障害者を含む心身の機能の障害があるすべての者が含まれることについて、改めて広く国民に周知するよう努めること。

三 高齢者、障害者等の移動に配慮し、交通結節点における移動の連続性を確保するため、関係者の連携が十分に図られるよう、必要な措置を講じること。

四 地方公共団体は地域の実情に応じて、二千平米未満の小規模店舗について、バリアフリー化の基準適合義務を条例により課すことが可能であることを踏まえ、その一層の促進を図るため、政府としても小規模店舗のバリアフリー化の実態把握に努めるとともに、ユニバーサルデザイン化に向けて所要の措置を講じること。

五 災害時の指定緊急避難場所等となる学校施設等については、近年、相次ぐ集中豪雨や台風に加え、南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模災害の予測を踏まえ、体育館だけではなく校舎も含めた一層のバリアフリー化に向けて、必要な措置を講じること。

六 共同住宅のバリアフリー化の一層の促進を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じて共同住宅をバリアフリー化の基準適合義務の対象に条例により追加することが可能であることを踏まえ、その一層の促進を図るとともに、居住者のニーズに応じた選択が可能となるよう、共同住宅のバリアフリーに関する情報提供の取組を促進すること。

七 国際パラリンピック委員会によるバリアフリー対応の客室が不足しているとの指摘を踏まえ、選手や観光客等の受け皿となる宿泊施設のバリアフリー化の一層の促進を図るため、バリアフリー客室基準の見直しなど、必要な施策を講じること。

八 高齢者、障害者等の観光需要の高まりや、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え訪日外国人観光客の増加が見込まれることを踏まえ、バリアフリー化された空港アクセスバスの導入・普及に向けた支援措置を講じること。

九 二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を踏まえ、競技会場において一定の車椅子用の座席の確保に努めるとともに、車椅子用の座席の配置に当たっては、サイトラインが確保できるよう、十分に検討すること。

十 駅のプラットホームにおける視覚障害者の転落を防止するため、ホームドア等の設置を一層推進すること。また、特に、地方における旅客施設のバリアフリー化が遅れていることから、全国的なバリアフリー水準の底上げに向けて必要な取組を行うこと。

十一 視覚障害者が安全に道路を移動することができるよう、音響式信号機の更なる設置の促進を図ること。また、聴覚障害者の歩行の安全を確保するため、緊急自動車が行走する際には、聴覚障害者の歩行の安全の確保に努めること。

十二 車椅子利用者が容易に単独乗降できるようプラットホームと車両の段差・隙間の数値基準を明確化することを検討すること。

十三 車椅子利用者の公共交通機関の予約時における利便性の向上を図るため、簡易な方法での予約を可能とするよう、公共交通事業者等を適切に指導すること。

十四 新幹線等の鉄道車両において、車椅子のまま乗車することができるフリースペースの整備の一層の促進を図るため、鉄道事業者を適切に指導すること。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成三十年五月十七日
参議院国土交通委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 本法に基づく施策は全て、社会的障壁の除去及び共生社会の実現に向けて行われなければならない。また、全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの認識の下、社会的障壁の除去のために合理的な配慮を的確に行えるよう必要な環境の整備を進めること。

二 本法における障害者には、身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者、発達障害者を含む心身の機能の障害がある全ての者が含まれることについて、改めて広く国民及び関係者に周知するよう努めること。

三 高齢者、障害者等の移動に配慮し、交通結節点における移動の連続性を確保するため、接遇を含めた関係者の連携が十分に図られるよう、必要な措置を講ずること。

四 面的・一体的なバリアフリー化の推進のため、市町村による移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成の促進が図られるよう、支援措置の充実に努めること。あわせて、地域格差が生まれたり、移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成のみに終わったりすることのないよう、適切な指導を行うこと。

五 関係する施設の管理者等がバリアフリー情報の提供を行うに当たっては、障害等の多様な特性に配慮した方法を検討するよう、適切な指導を行うこと。

六 高齢者、障害者等の参画の下、バリアフリーに係る施策の評価を行うに当たっては、様々な特性に応じた意見を適切に反映させるとともに、その評価結果に基づき必要な措置を講ずること。

七 公共交通機関における利用拒否を始めとする高齢者、障害者等の利用の実態調査を実施の上、その利用の実質が担保されるよう、関係事業者等に対し適切な指導を行うこと。

八 二千平米未満の小規模店舗におけるバリアフリー化の一層の促進を図るため、小規模店舗のバリアフリー化の実態把握、また、地域の実情に応じて条例によりバリアフリー化の基準適合義務を課すことが可能であることについての地方公共団体への周知等に努めるとともに、ユニバーサルデザイン化に向けて所要の措置を講ずること。

九 集中豪雨の頻発化や想定される南海トラフ地震・首都直下地震等を踏まえ、学校施設や公共施設など災害発生時において避難所等となることが見込まれる施設に対して、体育館だけではなく校舎も含めるなど広くバリアフリー化の促進に必要な措置を講ずること。

十 共同住宅のバリアフリー化を推進するため、地方公共団体が地域の実情に応じて共同住宅をバリアフリー化の基準適合義務の対象に条例により追加することが可能であることを踏まえ、その一層の促進を図るとともに、居住者のニーズに応じた選択が可能となるよう、共同住宅のバリアフリーに関する情報提供の取組を促進すること。

十一 二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を踏まえ、バリアフリー客室基準の見直しなどによる宿泊施設のバリアフリー化の促進、バリアフリーに対応した空港アクセスバスやユニバーサルデザインタクシーの導入・普及の促進、及び競技会場における観戦に適した車椅子用座席の一定数の確保が図られるよう、必要な施策を講ずること。あわせて、地方部を含めた全国的なバリアフリー水

準の底上げに向けて必要な取組を行うこと。

十二 視覚障害者の安全な移動のため、音響式信号機やホームドア等の更なる設置の促進を図ること。また、聴覚障害者の安全な移動のため、緊急自動車の走行時には、聴覚障害者の歩行の安全の確保に努めること。

十三 車椅子利用者のより円滑な移動を実現するため、鉄道車両とプラットホームの段差・隙間の基準について数値による明確化を検討するとともに、鉄道事業者に対しては、車椅子のまま乗車することができるフリースペースの整備の一層の促進を図られるよう、また、公共交通事業者等に対しては、公共交通機関の予約時における利便性の向上を図られるよう、適切に指導すること。

右決議する。